

仙北市景観計画

＝ 目 次 ＝

序 章	1
1. はじめに	1
2. 景観計画の構成	2
3. 計画の特徴	3
第1章 景観づくりの基本方針	6
1. 景観の概況及び特性・課題	6
2. 景観づくりの目標と基本方針	27
第2章 景観法に基づく景観づくりの取組み	29
1. 景観計画区域	29
2. 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針	33
3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	35
4. 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項	46
5. 屋外広告物に関する事項	47
6. 景観重要公共施設に関する事項	49
第3章 良好な景観づくりの推進	50
1. 市民・事業者・行政の役割	50
2. 市民・事業者の景観づくりの参画・支援	51
3. 重点的な景観づくり	54
4. 計画的な景観づくりの推進	63
参考資料	64
1. 仙北市景観条例	64
2. 検討体制	65
3. 仙北市景観市民アンケート調査結果	67
4. 景観資源リスト	71

序 章

1. はじめに

(1) 景観計画を策定する背景・目的

私たちのふるさと仙北市は、城下町として発展してきた歴史をはじめ、先人が大切に守り育ててきた美しい田園風景、連綿と受け継がれてきた伝統や文化など、人々の暮らしの営みの風景が随所に息づいています。

また、市域を縦断して流れる玉川、桧木内川を骨格として、山塊から湖、丘陵、農地、そして平野へと変化する雄大な自然地形も特徴です。

こうした多様な景観は、私たちの心に安らぎや潤いを、ふるさとへの愛着と誇りを、時には明日への希望や活力を与えてくれる宝物となっています。

本計画は、こうした多様な景観を守り、育てるとともに、地域の資源として再認識し、相互の調和を図りながら、一層の愛着と親しみ・誇りを育み、美しい「ふるさと仙北」を創り上げることを目的とします。

また、景観づくりを進めていくためには、そこに暮らす住民が積極的に景観を意識し、事業者や行政とともに関わることが大切です。それにより地域の特性についてさらに理解が深まり、地域への愛着や誇りの育成につながります。

以上のことを踏まえ、景観法に基づく諸制度を活用するとともに、市民や事業者、行政が協働して良好な景観の保全・形成に取り組むことを目指す、本市の景観づくりのマスタープランとなる「仙北市景観計画」を策定します。

(2) 景観法と景観行政団体

全国各地では、急速な都市化の進展、経済性や効率性を重視した都市形成により、美しさに配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・均一的な景観が各地で見られるようになってきました。

その一方で、近年、美しい街並みなど、良好な景観づくりに関する国民の関心やニーズが高まる中、多くの地域において、景観づくりの取り組みが見られるようになりました。

このような背景を踏まえ、平成16年6月に、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として、「景観法」が策定されました。この景観法に基づいて、県下では、秋田県、秋田市、横手市、小坂町、大湯村など、景観づくりに取り組む意欲を持った自治体が『景観行政団体』となり、それぞれに景観計画の策定や景観条例の制定などの主体的な取り組みをはじめています。

本市は、平成21年10月から、県との協議・同意を経て景観行政団体となりました。景観計画を策定し、これまで以上に積極的で、実効性の高い景観行政に取り組んでいきます。

2. 景観計画の構成

本計画は、仙北市総合計画や仙北市都市計画マスタープランなど、上位・関連計画と整合を図りつつ、本市の良好な景観づくりを図るための基本的な計画です。

良好な景観づくりを図るためには、景観法の諸制度の活用に加えて、市民等が主体となった景観づくり・まちづくり、自然環境の保全、歴史文化の保全・継承、観光交流、農業振興など、様々な分野のまちづくりとの連携を進めることが不可欠です。そのため、本計画は、本市の景観特性や課題等を踏まえた、幅広いまちづくり分野との連携を想定した「景観づくりの基本方針」（全体像）を第1章に示しています。

そして、上記の基本方針の実現を図るために、景観法の諸制度を活用した実効性のある取組みを「景観法に基づく取組み」として第2章にまとめます。

また、市民・事業者・行政など、様々な地域の力を活かした景観づくりを推進していく仕組み、実効性を高める仕組みを「良好な景観づくりの推進」として第3章にまとめます。

なお、景観計画には、地域の景観づくりの熟度や検討の進捗に応じて、景観重点地区の区域など、段階的に充実・発展を図るパートを、必要に応じて別冊として付け加えていくことを想定しています。

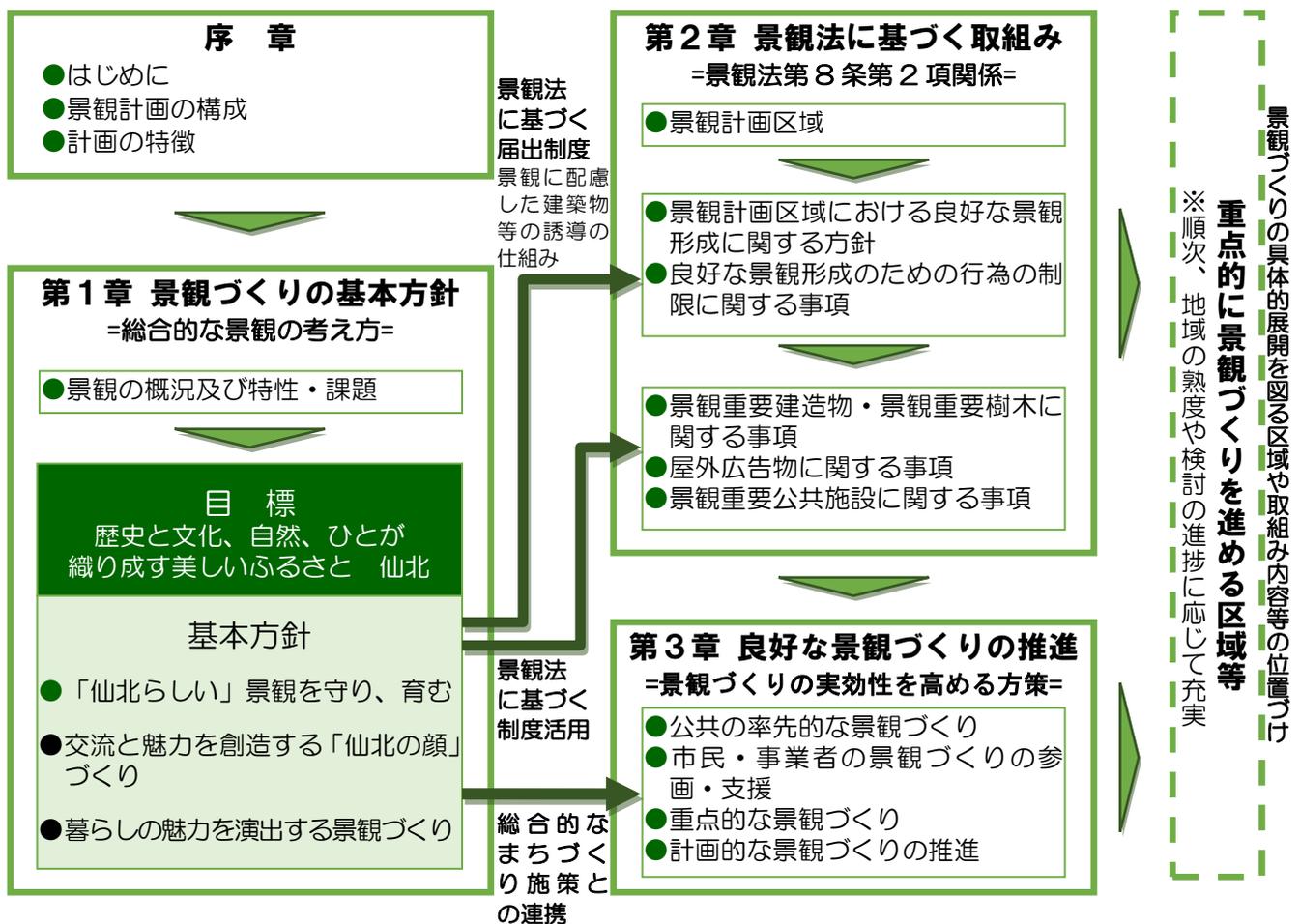


図 仙北市景観計画の構成

3. 計画の特徴

(1) これまでの積み重ねを活かした「仙北らしい」景観づくり

本市の街並み保存の取組みは全国に先駆けており、昭和 51 年に角館地区が「重要伝統的建造物群保存地区」(文化財保護法)に選定されたことから始まり、今でも保存地区内の歴史的文化財の保存、継承が住民の努力により取り組まれています。

また、旧角館町では「景観形成基本計画(平成 10 年)」を策定し、本市で初めて景観づくりの方向を定めています。

また、本市では、「仙北市歴史的景観条例」(平成 8 年、旧角館町で制定)、「仙北市景観保存条例」(平成 2 年、旧田沢湖町で制定)など、景観保全の仕組みを整えており、秋田県景観条例との並行した運用を行ってきました。

さらに「仙北市総合計画・基本計画(平成 18 年)」では、取り組むべき施策の方向について「景観の整備と保全の推進」を掲げているとともに、「都市計画マスタープラン(平成 21 年)」では、「計画的な景観形成と保全」「多様な主体の理解と協力の促進」について整理しています。

「仙北市景観計画」及び「仙北市景観条例」は、これらの取組みの積み重ねを継承し、本市の良好な景観を守り、育てるために、景観法第 8 条の規定に基づき策定するものです。

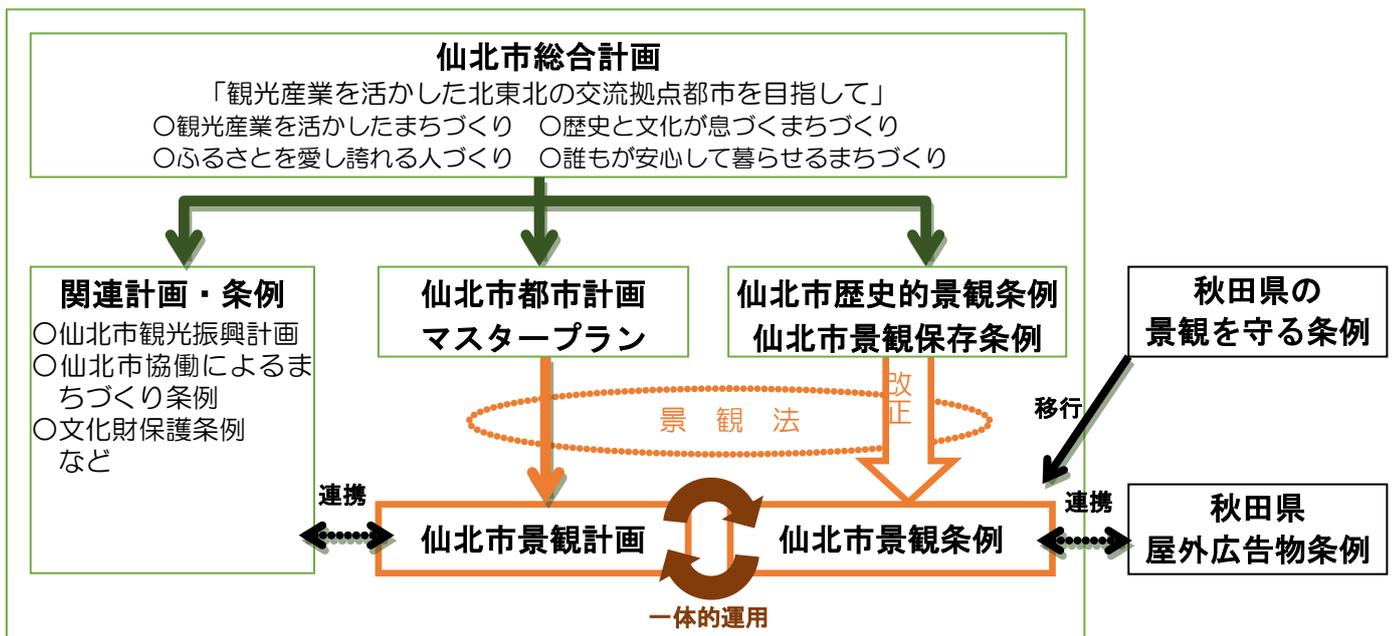


図 仙北市景観計画の位置づけ

(2) 長期的な視点で、景観づくりを段階的に充実・発展させる成長型の景観計画

景観計画は、“つくって終わり”の計画ではなく、景観づくりの進捗状況に応じて適宜見直し、充実させる必要があります。本計画は、これまでの景観施策を継承しつつ、地域の景観づくりの取組み、まちづくりの規模に応じて、計画内容を徐々に充実させていく成長型の計画の枠組みとします。

そのため景観計画策定時は、仙北市らしい景観づくりに向けて、自然眺望景観、水辺景観、田園景観、市街地景観、沿道沿線景観などの景観類型ごとに区分を行い、景観法を活用した届出制度など、ゆるやかな規制誘導の枠組みを構築します。

さらに発展段階では、景観計画の運用状況の評価を適宜実施するとともに、規制・誘導の仕組みや計画の推進体制などの充実を図ります。また、ほかの地区の景観づくりの手本となるような、質の高い取組みを景観形成重点地区に指定するなど、地域における特性や景観づくりの状況を踏まえ重点的な景観づくりを推進します。

このようにステップアップしていく成長型の計画とすることによって、まずは第1段階でしっかりとした市全体としての良好な景観の下地をつくることによって市民の景観への意識を高め、第2段階（平成29年度以降）では、市民からの提案や協働の取組み、地域を取り巻く諸情勢や環境の変化などに対応していきます。

また、地区における協定（ルール）づくりの支援、住民発議による景観計画の提案を支援するための仕組みを整備するほか、市民・事業者の活動支援の枠組みを充実し、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなる良好な景観づくりへとつなげていくよう努めます。

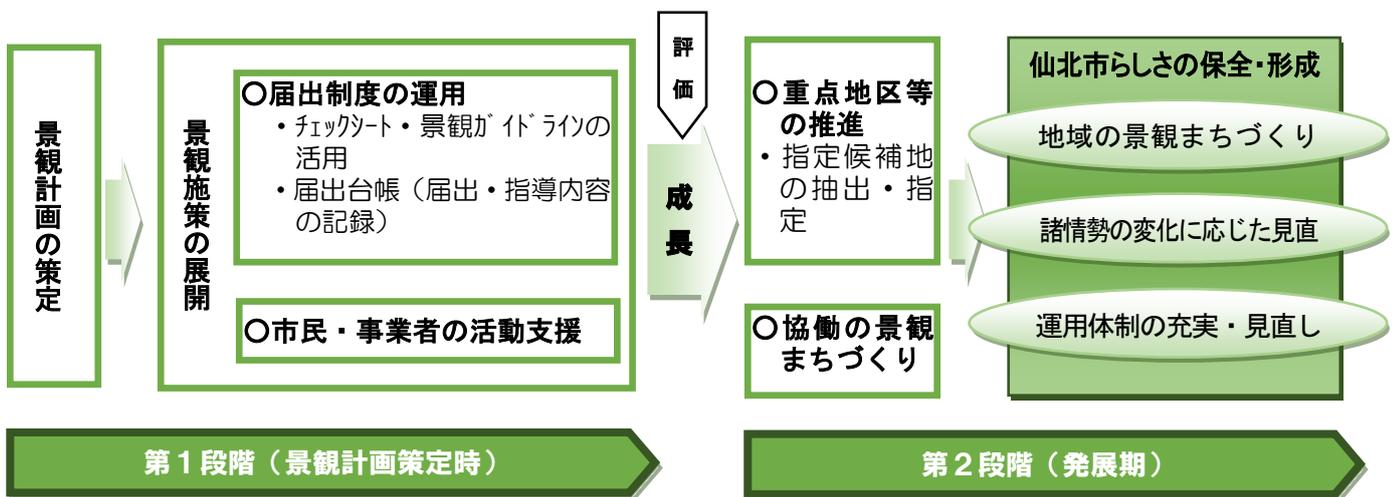
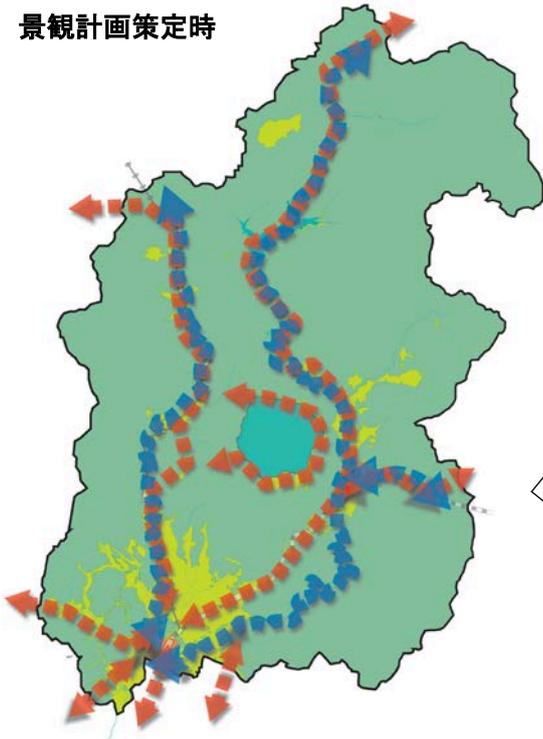


図 仙北市景観計画の成長イメージ

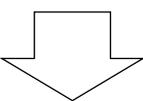
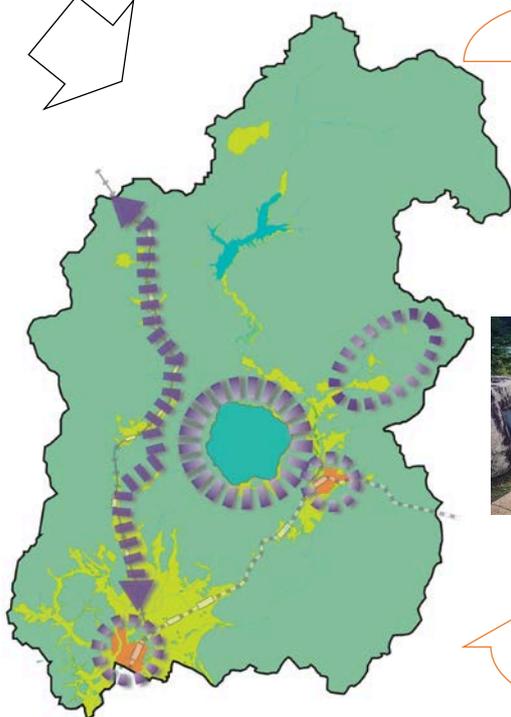
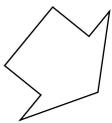
景観計画策定時



全市域においてゆるやかな規制誘導
(景観阻害要因の防止)

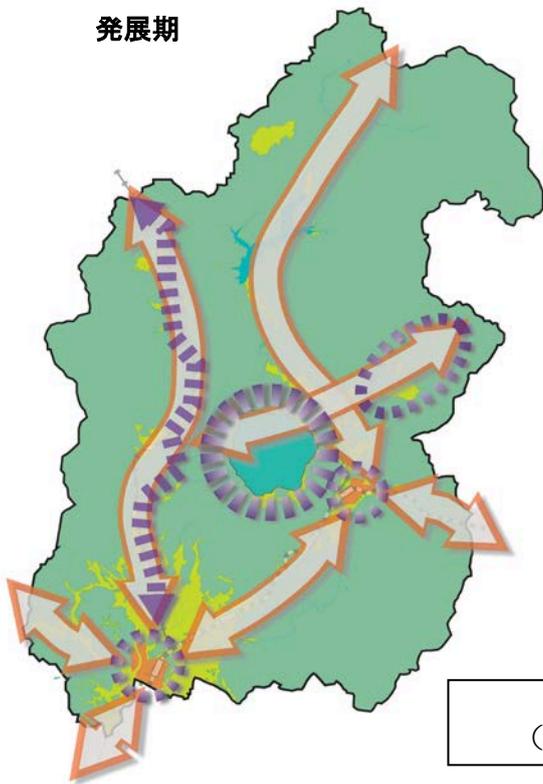
地域の景観まちづくりに取り組みたい！
地域のルールをつくって
みんなで取り組みたい！

市民・事業者と協働の景観形成、
景観まちづくりの推進

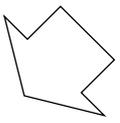


見直し

発展期



特徴的な景観形成
(重点地区、景観協定など)



拡充

仙北らしさの保全・形成
(魅力的な景観のネットワーク)

図 景観形成の展開イメージ

第1章 景観づくりの基本方針

1. 景観の概況及び特性・課題

(1) 位置と地勢

本市は秋田県の内陸部のほぼ中央に位置し、東は奥羽山脈を隔てて岩手県八幡平市や雫石町、西は秋田市、南は大仙市、北は北秋田市や鹿角市に隣接しています。

市の面積は、109,356haで、秋田県全体の9.4%を占めています。

ほぼ中央に水深が日本一である田沢湖があり、東に秋田駒ヶ岳、北に八幡平、南は仙北平野へと開けています。地域の約8割(89,205ha)が森林地帯で、奥羽山脈から流れる河川は、仙北地域の水源となっています。また、山々に囲まれており、乳頭温泉郷などの温泉地が数多くあり、市内外からの人々が憩いの場として利用しています。

気候は、冬季には全地域で平均気温が氷点下を下回る厳しい寒さですが、地域の南北間では気候、降水量とも差があります。

交通は、南部を秋田と東京を結ぶ「秋田新幹線」、大曲から盛岡を結ぶ「JR 田沢湖線」、西部を北秋田市の鷹巣駅から仙北市の角館駅を結ぶ「秋田内陸縦貫鉄道 秋田内陸線」が走っており、3つの線が通る角館駅は賑わいをみせています。

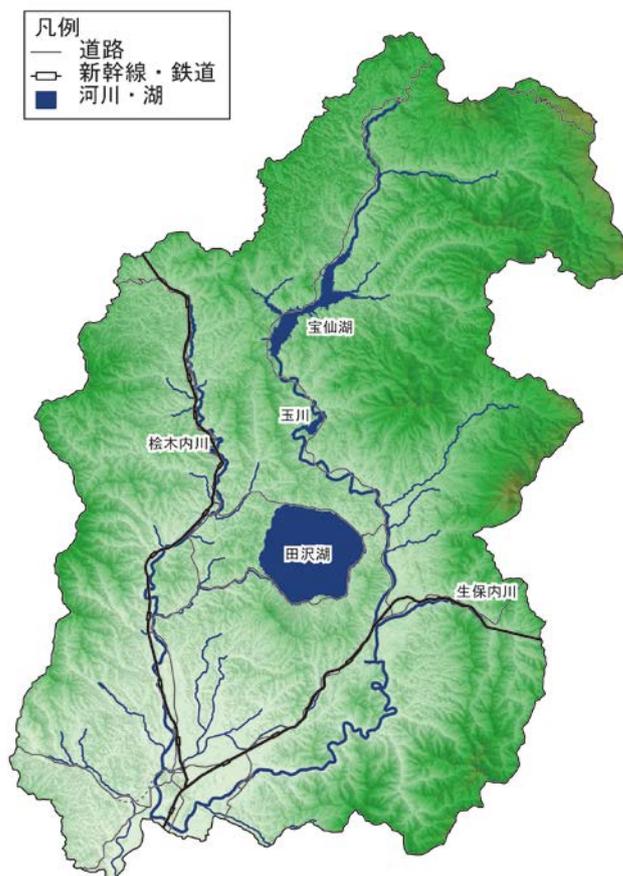


図 - 地勢図

(2) 仙北市の歴史

1) 古代・中世

本市には縄文遺跡が多数あり、特に田沢湖一帯から多くの石器や土器、堅穴住居跡などが見つかり、古代より狩猟や農耕を営む人々が住んでいたと考えられます。平成9年に湯前遺跡から土器に貯えた縄文時代の天然のアスファルトの塊（狩猟道具をつくったと考えられている）が発見されたことから、古代の人々の生活では、交流が盛んに行われていたことがわかります。

室町・南北朝時代において、仙北地方は応永年間（1394～1428年）頃より勢力を増した戸沢氏が治めていました。西木地区は、1423（応永30）年に角館に本城を移すまで、戸沢氏の拠点であったと言われ、戸沢氏の伝統は「戸沢ささら」として伝承されています。戸沢氏の本城が角館地区に置かれてからは、角館は城下町として発展していくこととなります。

2) 近世

江戸時代のはじめ、佐竹義宣が常陸から秋田へ転封（国替）する際、伊達政宗に敗れた芦名義広が佐竹氏に身を寄せていたことから、1603（慶長8）年、芦名氏は角館を拠点としました。1620（元和6年）、芦名氏は、戸沢氏の北向きの城下町から、南向きの新しい城下町建設に取り組みました。武家町と町人町を「火除け」（高さ3mほどの土塁）によって分けるなど、その当時の町割は380年余りを経た現在もほとんど変わらずに存在しています。

芦名氏が3代で断絶し、1656（明暦2）年、角館は佐竹義隣（佐竹北家）の所領となりました。義隣は故郷である京都の生活や文化を取り入れ、武家屋敷のシダレザクラも故郷を偲んで植えたと言われています。芦名氏の城下町建設と、佐竹氏の京都文化の取り入れにより形成された城下町の一部は、昭和51年9月4日に文化財保護法に基づく「重要伝統的建造物群保存地区」として選定され、角館地区には現在でも京都にならった地名（小倉山、花場山など）が存在することから「みちのくの小京都」として、多くの観光客が訪れる名所となっています。

一方で秋田藩は、阿仁鉱山の開発に力を入れ、多くの人や物資を阿仁に集めて銅などの採掘を進めました。それにより角館から阿仁まで続く阿仁街道（現・国道105号）が開発され、街道沿いに集落が発展していきました。

上桧木内地区に伝わる小正月の伝統行事「紙風船上げ」は、1773年（安永2年）、当時の秋田藩から鉱山指導に招かれた平賀源内が伝えたものと言われています。今では「五穀豊穰」や「無病息災」を祈願する、冬の秋田を代表する風物詩となっています。

また、天保（1830から1844年）ごろに建築されたとされる「草薨家住宅」（重要有形文化財）は、仙北地方の典型的な曲家形式です。その造りには、幕末期におけるこの地方の上層農家の特色をみることができます。

そのほか、樺細工やイタヤ細工、白岩焼など、藩政時代にはじめられた産業が、今でも伝統工芸として現代に引き継がれているなど、北東北の厳しい気候風土の中での先人の暮らしや営みなど近世からの面影を市内各所にみることができます。

3) 近代

仙北平野では、特に玉川水系の温泉水が流れ込む流域では農作物が育ちにくいなど、人々を昔から苦しめてきた歴史があります。そのため昭和に入ると、電源開発と農地開拓のため玉川の強酸性水を

田沢湖へ導入して希釈することで、仙北平野は穀倉地帯として実り豊かな地域として開発されました。さらに、湖水や川の水を利用したダムや水力発電施設も建てられるようになりました。一方で、酸性水により田沢湖の固有種とされるクニマスなどの魚が死滅してしまったことから、現在は、酸性水の中和処理事業により、湖水は魚影がみられるまで回復しています。

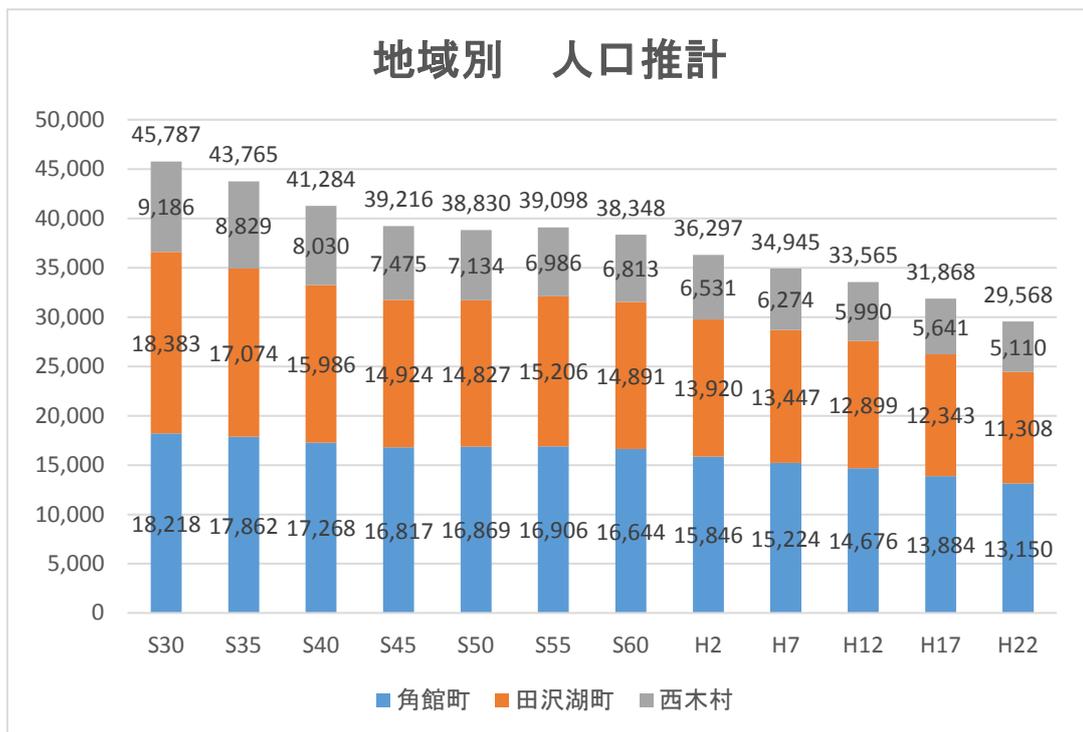
昭和 30 年代、昭和の大合併により、それぞれ旧角館町、旧田沢湖町、旧西木村が誕生しました。その後、平成 17 年 9 月 20 日、角館町、田沢湖町、西木村の 3 つの地域を合併し、現在の仙北市は誕生しました。

昭和 41 年には盛岡と大曲間を結ぶ「国鉄（現 JR）田沢湖線」が、昭和 46 年には「国鉄 角館線」（現 秋田内陸縦貫鉄道 秋田内陸線）が開業しました。さらに、平成 9 年に秋田新幹線が開業することで、仙北市内（田沢湖駅、角館駅）を経由して、盛岡-秋田間を短時間で、さらには仙台や東京まで気軽に移動することが可能となりました。

現在、本市は、角館の武家屋敷通りや田沢湖をはじめ、乳頭温泉郷、玉川温泉などの温泉郷、山麓のスキー場など、全国から多くの人を訪れる観光地となり、賑わいをみせています。

（3）人口の推移

本市の人口は、減少傾向にあります。人口減少社会で、まちづくりや地域活性化を図っていくためには、景観など、地域固有の魅力を守り、高めていくことが大切です。



（国勢調査、総務省 統計局統計調査部国勢統計課）

※各年度の人口総計は、現在の仙北市地域にあたる地域の人口合計。

- ・角館町：昭和 30 年 3 月、角館町・中川村・雲沢村・白岩村の 4 町村が合併して誕生
- ・田沢湖町：昭和 31 年 9 月、生保内町、田沢村、神代村の 3 町村が合併して誕生
- ・西木村：昭和 31 年 9 月、西明寺村と桧木内村の 2 村が合併して誕生

(4) 景観類型ごとの現況・課題

1) 仙北市の景観の類型

仙北市には、森林のみどりや河川・溪谷などが織り成す自然景観、市街地（住宅地、商業地など）において土地利用の特性があらわれた景観、古代から連なる歴史・文化景観、四季折々の祭りやイベント、年中行事など人々の暮らしが織り成す景観などが広がっています。

これらの景観を「自然・田園系景観」「市街地系景観」「歴史文化・暮らしの景観」の3つの類型に分類して、景観資源の内容や分布状況から特性を把握します。

a. 自然・田園系景観

本市における「自然・田園系景観」は、大きく次の5つの要素によって構成されていると考えられます。

- ・秋田駒ヶ岳や乳頭山などに連なる森林・丘陵で構成されるみどり豊かな森林景観
- ・田沢湖と雄大な自然とのコントラスト、秋田駒ヶ岳などの山並み、古城山からの見晴らしなど、きれいな景色を眺めることができる眺望景観
- ・農地や集落・屋敷林から構成される田園景観
- ・桧木内川、玉川、田沢湖、宝仙湖、抱返り溪谷などの河川や溪谷などから構成される水辺景観
- ・玉川温泉や乳頭温泉郷、田沢湖高原温泉郷、水沢温泉郷など、風情のある温泉景観

b. 市街地系景観

本市における「市街地系景観」は、大きく次の3つの要素によって構成されていると考えられます。

- ・角館駅や田沢湖駅周辺の低層の住宅、角館の武家屋敷などの歴史的市街地によって形成される住宅地景観
- ・都市に潤いをもたらす公園・緑地から構成されるみどりの景観
- ・幹線道路沿道の沿道型商業施設や鉄道沿線、駅前の商業施設などによって形成されている沿道・沿線景観

c. 歴史文化・暮らしの景観

本市における「歴史文化・暮らしの景観」は、大きく次の3つの要素によって構成されていると考えられます。

- ・県や国を代表する文化財、角館重要伝統的建造物群保存地区など
- ・民俗芸能、四季折々の伝統的なまつり・イベントなど
- ・まちづくり活動や市民や事業者が日々行う景観づくりの取り組みなど

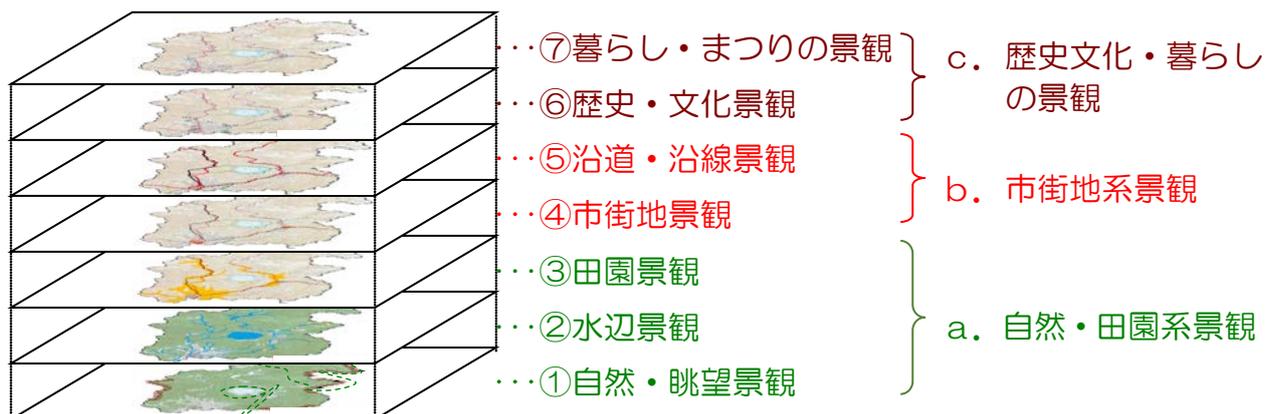


図 仙北市の景観構成のイメージ

大類型	類型	要素
a. 自然・田園系景観	①自然・眺望景観	森林、丘陵地、天然記念物、眺望 など
	②水辺景観	湖、河川、温泉郷 など
	③田園景観	農地、集落、屋敷林 など
b. 市街地系景観	④市街地景観	用途地域指定地域、公園 など
	⑤沿道・沿線景観	幹線道路沿道、鉄道沿線、駅前 など
c. 歴史文化・暮らしの景観	⑥歴史・文化景観	文化財、歴史的建築物 など
	⑦暮らし・まつりの景観	市民や事業者が日々行う景観づくりの取組み、民俗芸能、まつり など

図 仙北市の景観構成

2) 景観類型ごとの特徴と課題

① 自然・眺望景観

【主な景観の要素】

- 秋田駒ヶ岳や乳頭山をはじめ多くの山々、本市の約8割を占める森林地域
- 国立公園、自然公園
- 山並み、田沢湖、市街地の眺望
- 国や県、市指定の天然記念物

【特 徴】

- ・秋田駒ヶ岳や乳頭山、和賀山塊等の山岳が連なるとともに、十和田八幡平国立公園、田沢湖抱返り県立自然公園などに代表される森林が広がり、雄大な自然景観を形成しています。
- ・森林は、四季の移ろいを感じさせる景観として市民に親しまれています。また山並みは、市街地や田園から望む景観の魅力となっています。
- ・田沢湖周辺の山地からは、湖面と雄大な自然のコントラストのある眺望を楽しむことができます。
- ・古城山の山頂は、市街地などを一望できる展望の場所として市民に親しまれています。
- ・桧木内川堤（サクラ）、角館のシダレザクラ、真山寺の乳イチョウ、金峰神社のスギ並木などの、天然記念物となる巨樹・巨木等が地域の景観を特徴づけています。また、刺巻湿原のミズバショウ、八津・鎌足のかたくり群生地など、四季を彩る花々が市民に親しまれています。

【課 題】

- ・恵まれた自然景観を、地域の財産として保全し、癒しの空間として適正な利用を図っていくことが大切です。
- ・自然公園法等の適切な運用により、自然景観の保全を図ることが必要です。
- ・農家が高齢化・減少し、伐後及び植林後の放置林の増大などにより、山地崩壊が発生しています。
- ・森林や渓谷、湖沼、温泉などの自然景観をいかした観光の推進、市民が身近に自然と親しめるような景観づくりが求められています。
- ・ゴミの不法投棄などによる景観阻害を防止する必要があります。
- ・有害鳥獣による桜並木や農作物などへの被害などを防止する必要があります。
- ・周囲の自然環境、山並みへの眺望などに配慮し、建築物・工作物等の形態意匠を規制・誘導する必要があります。



秋田駒ヶ岳



八津・鎌足かたくり群生の郷



金峰神社のスギ並木

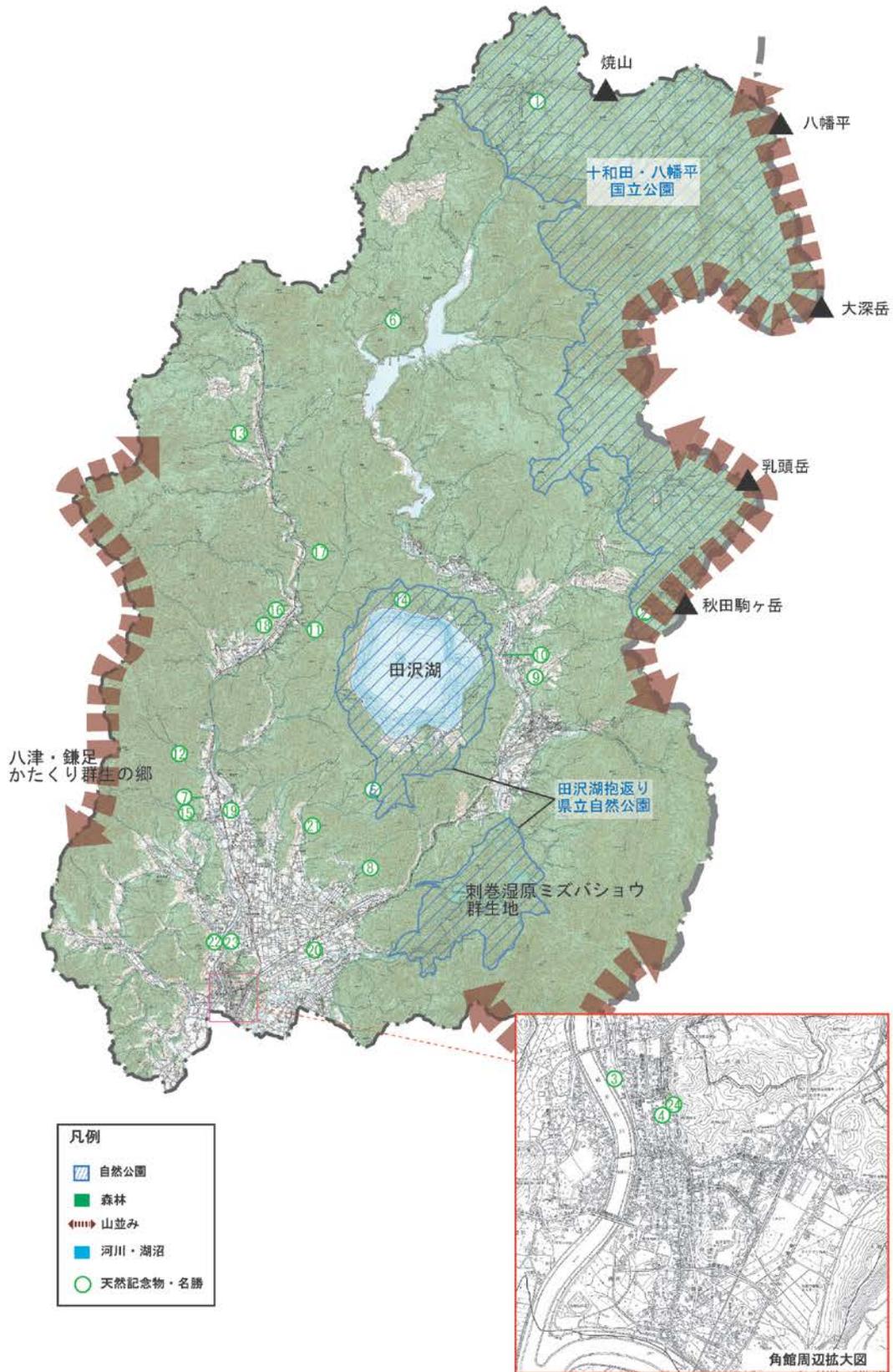


図 自然・眺望景観の分布

② 水辺景観

【主な景観の要素】

- 田沢湖や宝仙湖などの湖
- 桧木内川、玉川、生保内川などの河川、渓谷
- 温泉郷

【特 徴】

- 水深日本一の田沢湖は、ルリ色の湖面と周囲の山並みなど、すばらしい眺望景観を形成しています。湖水の水質改善、護岸対策、白浜再生などの取組みが進められています。
- 清流玉川や桧木内川などの河川が市内を流れ、豊かな自然景観、平地の田園景観、市街地景観などにおいて、潤いある景観を特徴づけています。
- 独特の青い水面と滝などを望める抱返り渓谷は、秋田県を代表する景勝地となっています。
- 玉川温泉や乳頭温泉郷、田沢湖高原温泉郷、水沢温泉郷などがあり、豊かな自然の中で温泉の風情を楽しむことができます。

【課 題】

- 恵まれた自然景観を、地域の財産として保全し、癒しの空間として適正な利用を図っていくことが大切です。
- 田沢湖における水質酸性化の改善、崩落が進んでいる湖岸の保全、白浜再生などの取組みの推進が必要です。
- 観光客数が減少傾向にある田沢湖の魅力の向上が求められています。
- 湖沼、温泉などの自然景観をいかした観光の推進、市民が身近に自然を親しめるような景観づくりが求められています。
- ゴミの不法投棄などによる景観阻害を防止する必要があります。
- 河川や湖沼など水辺の景観などに配慮し、建築物・工作物等の形態意匠を規制・誘導する必要があります。
- 温泉地周辺の風情ある自然環境を保全する必要があります。



宝仙湖



玉川溪流



水沢温泉郷

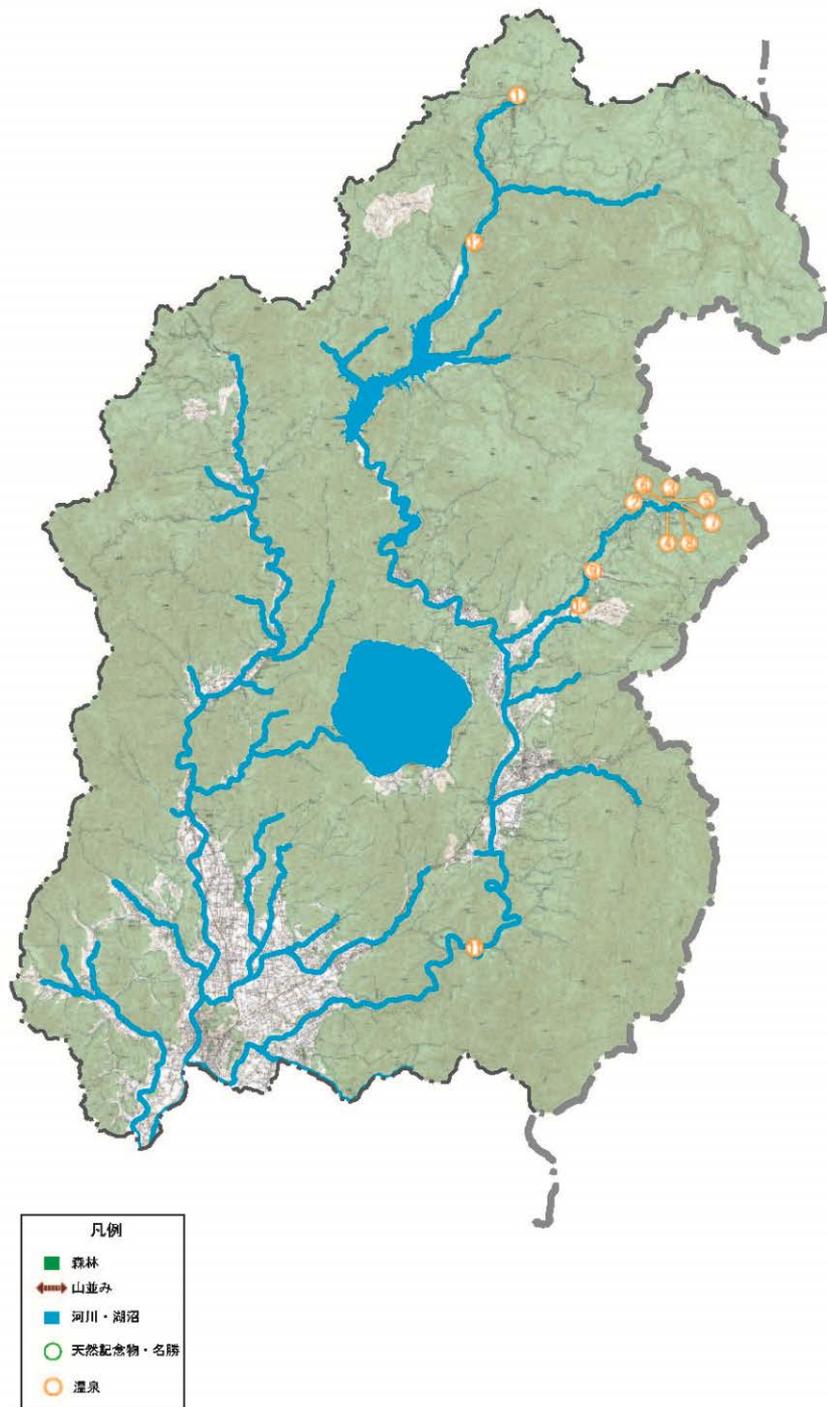


図 水辺景観の分布

※ 景観資源リスト一覧は巻末参照

③ 田園景観

【主な景観の要素】

- 市街地周辺に広がる農地
- 伝統的な家屋、農地からなる集落

【特 徴】

- ・農地は、玉川・桧木内川に沿うように分布し、潤いのある田園景観を形成しています。
- ・集落での伝統的な家屋には、屋敷林が植えられ、趣のある独特の景観を形成しています。
- ・農地では、「あきたこまち」などの稲作を中心に、地域の特性を活かした「山の芋」「ほうれん草」「アスパラガス」などの野菜生産、畜産等が行われています。
- ・桧木内川に沿って仙北市から北秋田市へ向かう秋田内陸縦貫鉄道 秋田内陸線からの車窓は、自然豊かで四季のすばらしい田園景観を眺めることができます。
- ・沿道での木材の堆積のほか、土砂や建築資材の堆積がみられます。

【課 題】

- ・基幹産業である農業の振興、優良な農地の保全と活用が必要です。
- ・景観作物の作付けや植樹などによる、潤いのある田園景観の創出が求められています。
- ・農業従事者の高齢化、後継者不足などにより、耕作放棄地が増加しており、雑草の繁茂により景観を阻害している農地がみられます。
- ・集落営農組織の育成、担い手育成対策など、少子高齢化に対する、農地や集落の維持管理体制の構築が求められています。
- ・グリーンツーリズムや、武家屋敷と農業を結びつけた体験学習など、農業と観光の結びつきの強化が求められています。
- ・生産性・効率性の向上を図るため、農地や農業用施設の整備、農地の流動化・集約化等の推進が必要です。
- ・周囲の田園景観などに配慮し、建築物・工作物等の形態意匠を規制・誘導する必要があります。
- ・屋外広告物の抑制、物件の堆積の抑制・修景などによる田園景観の形成が求められています。



鎧畑集落（田沢地区）



田園景観（神代地区）

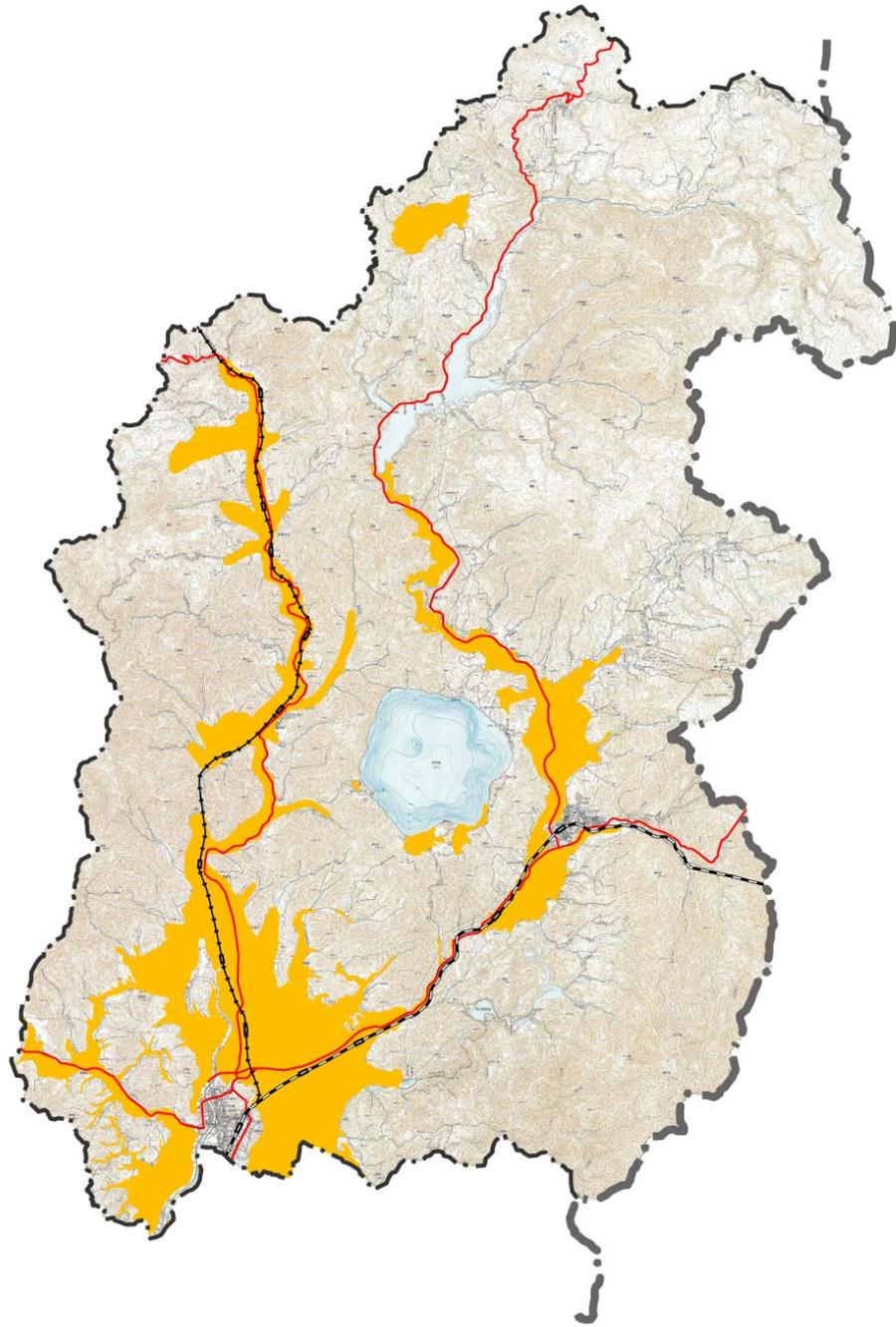


図 田園景観の分布

④ 市街地景観

【主な景観の要素】

- 市内に広がる低層住宅
- 都市公園
- 角館などの歴史的な町並み

【特 徴】

- ・角館駅、田沢湖駅周辺に低層の住宅地が広がっています。
- ・住宅地周辺部には、生保内公園や落合運動公園などがあり、市民にとって憩いの場、レクリエーション活動の場となっています。
- ・角館の武家屋敷は、重要伝統的建造物群保存地区に指定され、城下町として風情ある町並みが守られています。

【課 題】

- ・住宅地においては、田園地域との調和を図りつつ、今後ともみどりと調和した良好な景観の維持・保全が求められています。
- ・市営住宅団地における施設の老朽化が進んでいます。
- ・既存の公園の維持管理を行い、みどり豊かなオープンスペースの確保が求められています。
- ・武家屋敷周辺では、飲食店、土産物店などの商業店舗が増加し、町並みの変化が起こっています。
- ・市街地の狭小な街路の利便性・安全性の向上が求められています。
- ・関係者の理解を得ながら、周辺地域を含めた歴史的町並みの保全、整備が必要です。



市道角館横町線（角館地区）



市道駅前宮ノ前線（生保内地区）

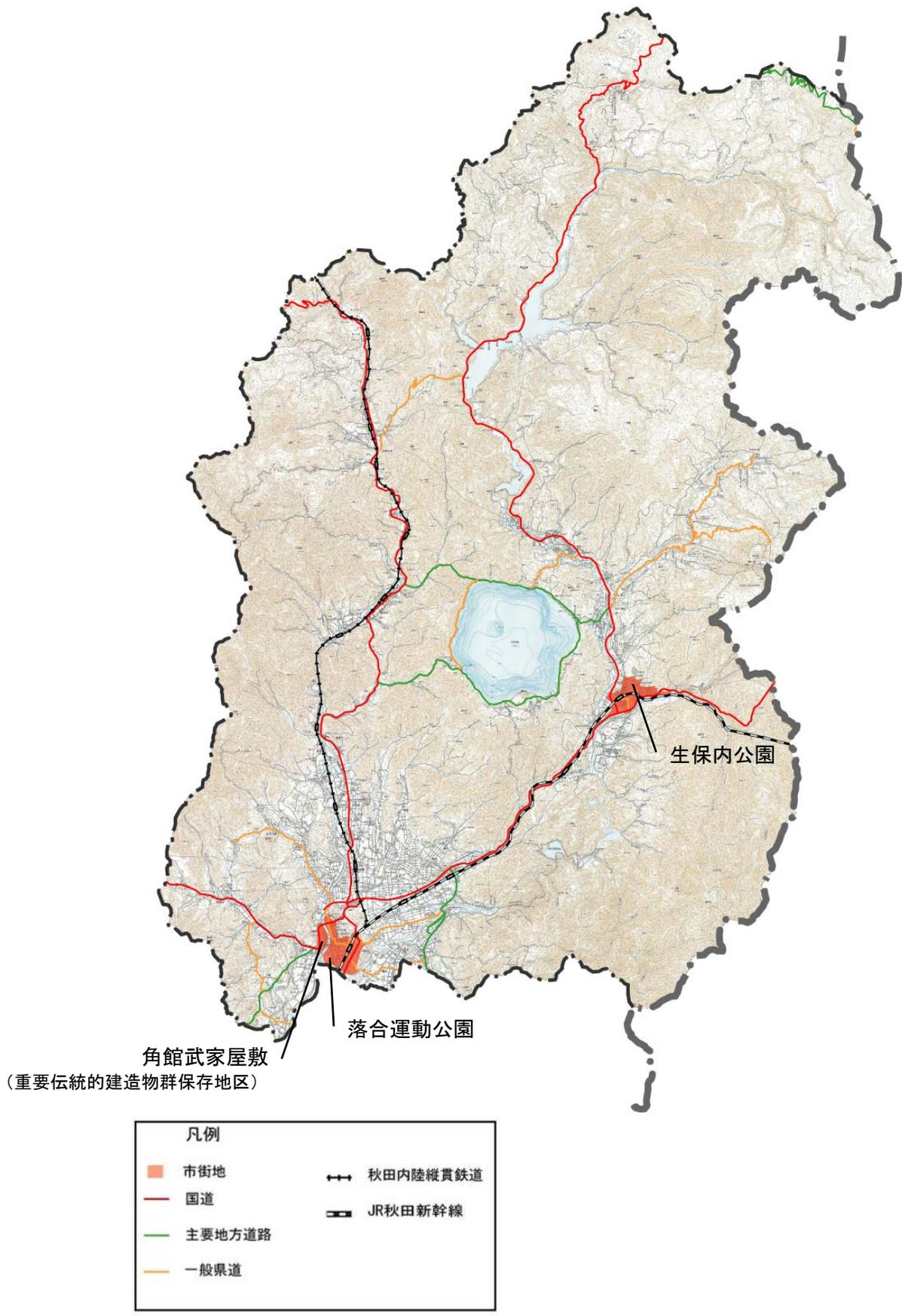


図 市街地景観の分布

⑤ 沿道・沿線景観

【主な景観の要素】

- 駅周辺、幹線道路沿道の商業地
- 国道 46 号、105 号、341 号等の幹線道路沿道
- 秋田新幹線、JR 田沢湖線、秋田内陸縦貫鉄道秋田内陸線の沿線

【特 徴】

- ・鉄道は、秋田新幹線、JR 田沢湖線、秋田内陸縦貫鉄道秋田内陸線が市内に走っており、角館駅前、田沢湖駅前周辺に商業地を形成しています。
- ・角館駅、田沢湖駅などの新幹線駅は、観光等で市外から訪れる人の玄関口、市民生活の拠点となっています。
- ・角館都市計画区域内の国道 105 号では、大規模な広告物や駐車場のある店舗が集積しています。
- ・郊外部の沿道では、みどり豊かな田園景観が広がっています。

【課 題】

- ・商店街では、空き店舗や店舗以外の建築物などが散在し、商店数、商品販売高がともに低下しており、賑わいに欠ける景観がみられます。また、店舗や設備が老朽化しているところがあります。
- ・国道 105 号沿道の商業地の中には、周囲から目立つ色彩の建築物や屋外広告物などがみられます。
- ・沿道・沿線の街並みの連続性や眺望などに配慮して、建築物・工作物等の形態意匠を規制・誘導する必要があります。
- ・角館駅、田沢湖駅は、本市の玄関口にふさわしい景観づくりが求められています。
- ・駅を中心とした商店街の活性化、魅力ある商店街の形成が必要です。
- ・角館駅から商店街を経由して、武家屋敷や桜並木を回遊するための景観づくりが求められています。



田沢湖駅



国道 105 号

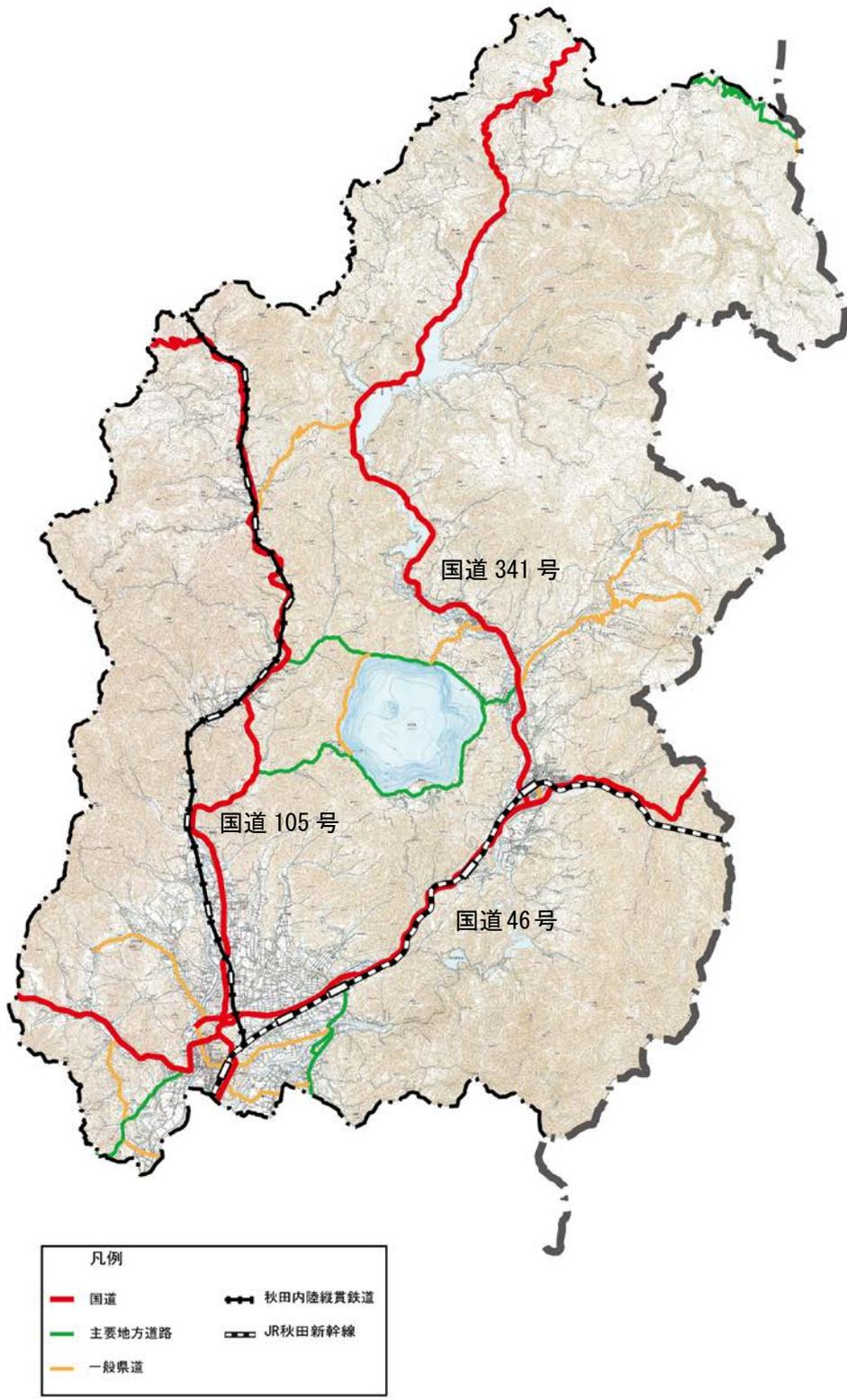


図 沿道・沿線景観の分布

⑥ 歴史・文化景観

【主な景観の要素】

- 文化財、重要伝統的建造物群保存地区
- 歴史的建造物

【特 徴】

- ・国指定重要文化財「草薨家住宅」、国指定登録文化財「旧角館製糸工場」、県指定有形文化財「大
国主神社」など、国や秋田県を代表する文化財が市内に点在しています。
- ・武家屋敷通りが国の「重要伝統建造物群保存地区」に選定されており、400年近い年月を経た
今も、往時と変わらぬ町並みを残し、「小京都」と呼ばれています。

【課 題】

- ・歴史・文化的資源を活用した賑わいの向上を図ることが求められています。また、それらの資源
に配慮し、周辺地域の景観づくりを進める必要があります。
- ・武家屋敷通りの観光客を、商店街や角館駅前に周遊させるため、商店街や角館駅前の魅力を高め
るとともに、歩きたくなる空間を形成する必要があります。
- ・武家屋敷通りの保存に向けた取組みを強化するとともに、周辺においても、歴史的市街地として
ふさわしい町並みを形成する必要があります。



草薨家住宅



武家屋敷



大国主神社

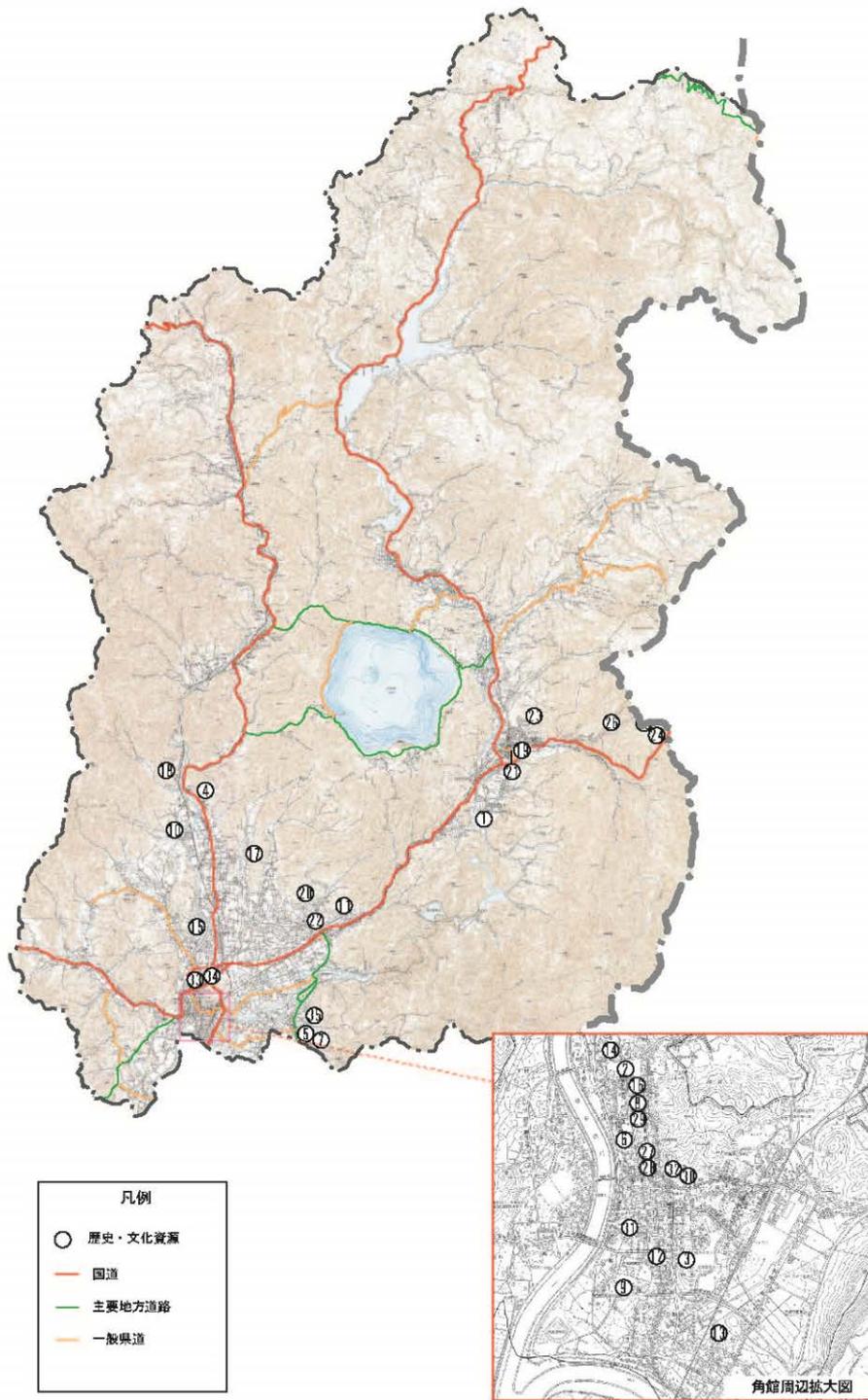


図 歴史・文化景観の分布

※ 景観資源リスト一覧は巻末参照

⑦ 暮らし・まつりの景観

【主な景観の要素】

- 伝統行事・芸能
- まつり、四季を彩るイベント
- まちづくり活動や市民や事業者が日々行う景観形成の取組み

【特 徴】

- ・春の「角館の桜まつり」、夏の「たざわ湖・龍神まつり」、秋の「抱返り紅葉祭」、冬の「上桧木内の紙風船上げ」など、四季折々の伝統的なまつり・イベントが開催され、多くの市民や観光客で賑わっています。地域でつくる「ぼんでん」「ささら」などの伝統芸能には、地域特有の歴史・文化が伝わっています。
- ・武家屋敷周辺では、清掃活動など、地域が主体となった景観づくりが取り組まれています。また、仙北市歴史的景観条例に基づく「ふるさと景観賞」で、市民・事業者の景観づくりの取組みを表彰しています。

【課 題】

- ・「角館祭りのやま行事」、「中里のカンデッコあげ」、「ささら舞」などの伝統行事・芸能が後継者難となっており、風土に根ざした伝統芸能を継承する必要があります。
- ・伝統芸能やまつりを観光資源として活用することが大切です。
- ・景観づくり、環境保全や文化活動など、地域で活躍する団体やNPO法人が活発に活動できる環境整備が大切です。
- ・自然景観と調和し、花の植栽、緑化活動など、地域を花や緑で飾る活動の推進が大切です。
- ・景観づくりに対する普及啓発、行政と市民との連携の推進が必要です。



角館の桜まつり



たざわ湖・龍神まつり



上桧木内の紙風船上げ



伝統芸能「ささら舞」

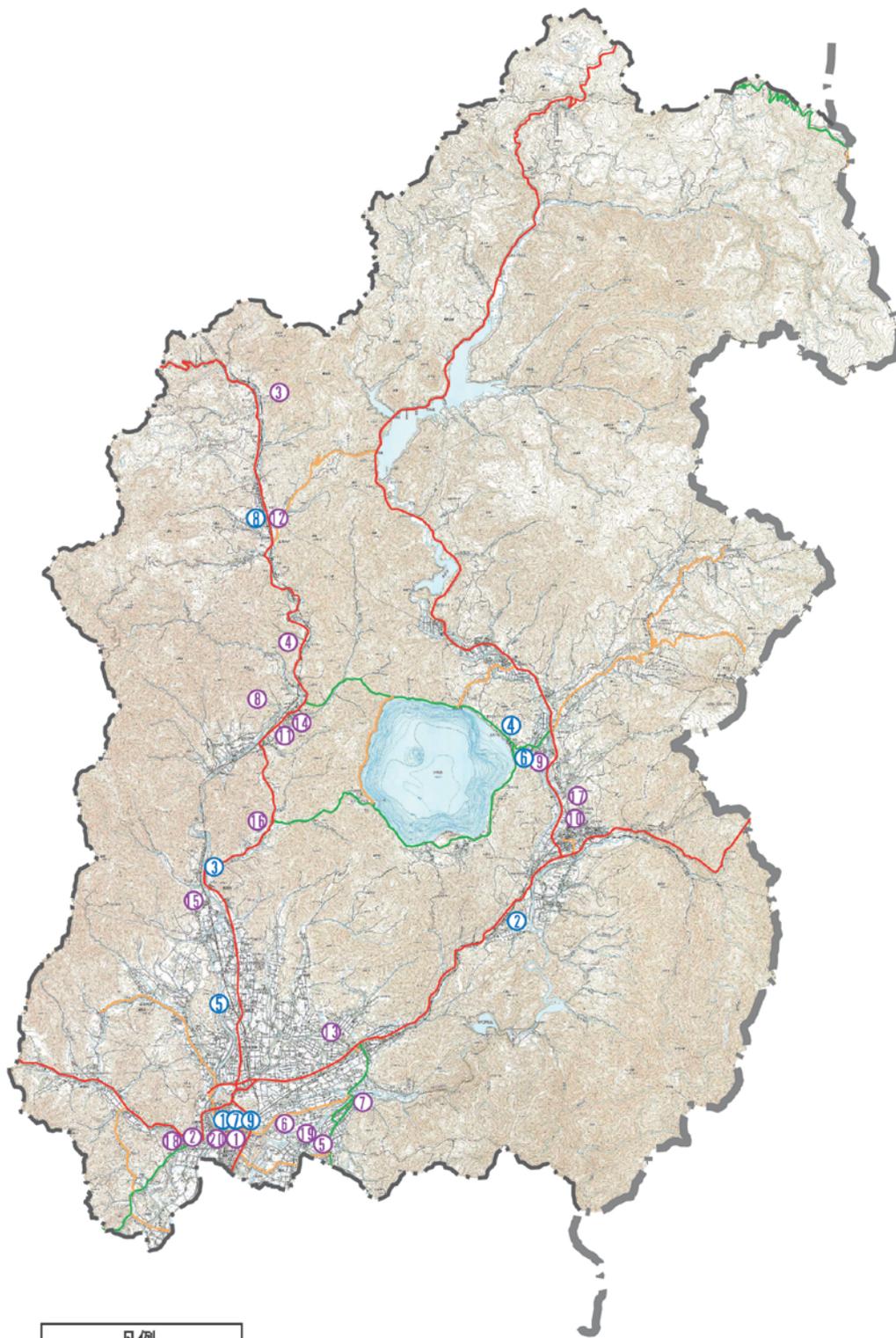


図 暮らし・まつりの景観の分布

※ 景観資源リスト一覧は巻末参照

仙北市ふるさと景観賞

※それぞれの名称は、表彰時点における名称を記載しています。



①岡田邸



②角館桜皮細工センター



③樺細工八柳



④太平クラブ



⑤田沢湖角館西木商工会
女性部 角館支部



⑥さかい屋



⑦角館しちべえ



⑧仏蘭西料理
ラ・アシエット・ブランシュ



⑨角館町老人クラブ連合会



⑩秋田魁新報社 角館支局



⑪思い出の潟分校



⑫五井酒造店



⑬アート&クラフト香月



⑭稲庭餛飩 文中



⑮金谷呉服店



⑩渡辺家住宅



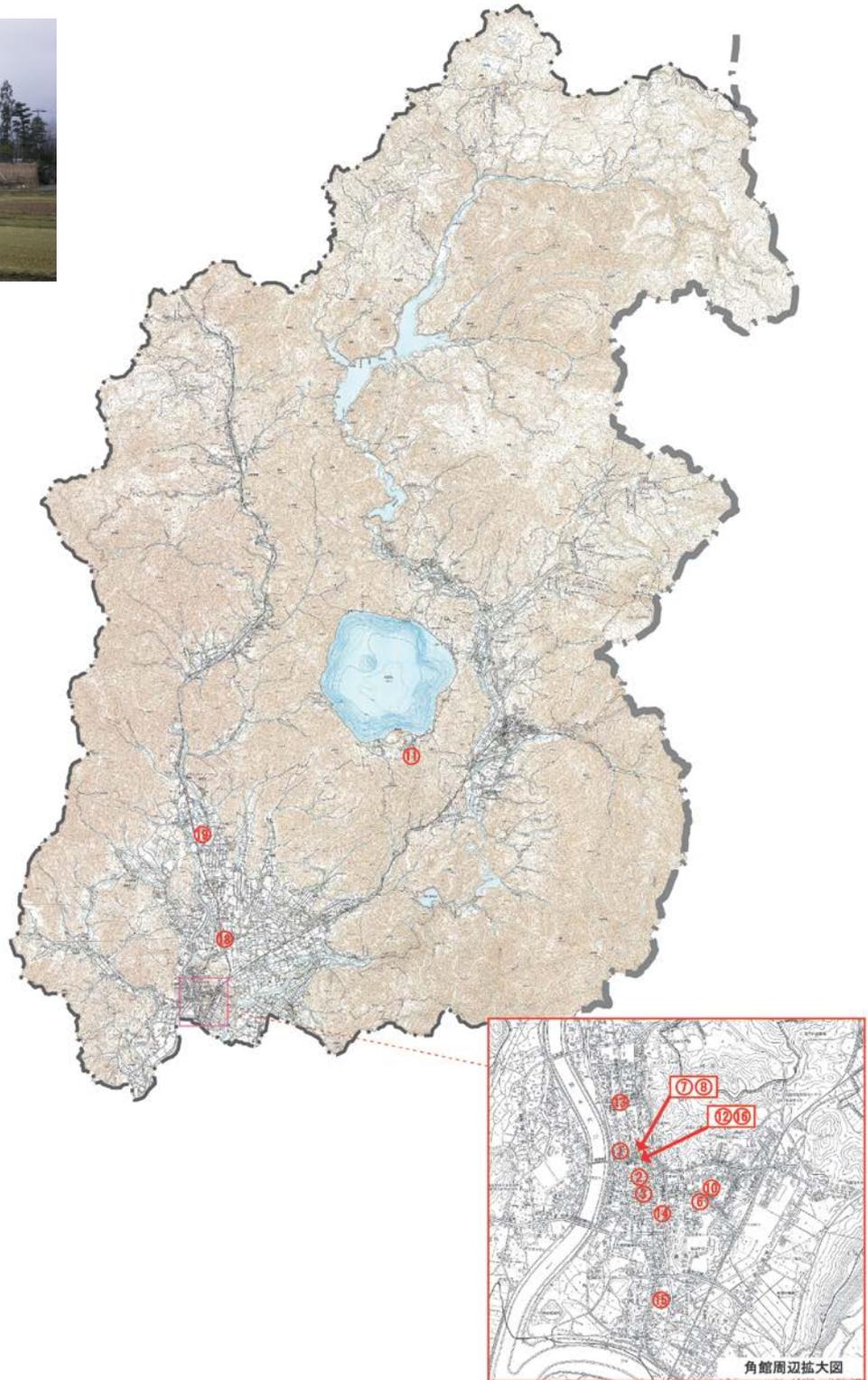
⑰田沢地区花壇美化活動



⑱小田嶋家住宅



⑲佐藤家の風はじき



2. 景観づくりの目標と基本方針

(1) 景観づくりの目標

仙北市の自然と歴史、文化を背景にした景観づくり、みんなの力で「美しいふるさと」づくりを目指し、本市の景観づくりの目標を以下のとおり定めます。

歴史と文化、自然、ひとが織り成す
美しいふるさと、仙北

(2) 景観づくりの基本方針

本市では、目標の実現に向けて、「仙北らしさ」を特徴づける景観を守り、育て、持続・発展させていくための方針を以下のとおり定めます。

方針1

雄大な「ふるさと景観」を守り、育む

本市では、景観のまとまり（景観の種類）に基づき、それぞれ景観づくりの基本方針を定めます。そして、自然地形や街並みになじむよう、自然田園系の景観、市街地系の景観ごとに、景観への影響の大きい建築物等を誘導します。

また、地域の歴史や生活が感じられる建造物や樹木など、「景観重要建造物」「景観重要樹木」の制度を活用するとともに、文化財保護法（重要伝統的建造物群保存地区など）との連携を図り、市のシンボルとなる景観の保全を図ります。

そして、景観を阻害する要因を改善しつつ、一つひとつの景観特性を磨くことで、仙北市の原風景である、雄大な「ふるさと景観」を守り、育てていきます。

方針2

交流と魅力を創出する「仙北の顔」づくり

仙北市の特徴的な景観となっている、あるいは骨格的な景観を形成している地域から、景観形成重点地区として段階的に指定していきます。

景観形成重点地区では、「良好な景観の形成に関する方針」「景観形成基準」を定め、届出制度や景観協定などの景観法の諸制度や地区計画や景観地区などの都市計画法のまちづくり諸制度を活用していきます。

そして、景観づくりの効率的な推進に向けて、ほかの地域における景観づくりの手本となるような、景観資源を活用した質の高い取組み事例を蓄積していきながら、人々が集い、賑わいや楽しさがあふれた「仙北の顔」をつくり出します。

方針3

誇りと愛着を感じ、四季を感じる暮らしの景観づくり

地域のシンボルとなる景観資源の保全と、魅力ある街並み形成への活用を図るとともに、自然や歴史などの良好な景観を活かしたまつり・イベント、観光やレクリエーションとして楽しめる体験・学習・交流機会の創出を図ります。さらに、それらの取組みと景観資源のネットワークを形成することで、何度も訪れたいくなるような、楽しさや話題性のある景観づくりで、魅力ある仙北市のイメージを演出します。

それらにより、市民がふるさとへの愛着を感じ、大切に想う風景を守り、次の世代に引き継いでいきます。

方針4

景観をみんなで守り・育てる「協働」の景観づくり

市民や事業者の景観形成の取組みに対して、アドバイスや専門家の派遣、景観形成に関する情報提供など、支援や意識啓発を進めていきます。市民が自らの発意で、地域それぞれの景観づくりの熟度に応じて、市民が活動を持続的に発展させていけるような、効果的な支援等の仕組みをつくります。

そして、住民の笑顔が見える、ふるさとへの想いのあらわれた魅力ある景観づくりを進めていきます。

第2章 景観法に基づく景観づくりの取組み

1. 景観計画区域

(景観法第8条第2項第1号関係)

(1) 景観計画区域の指定

景観法に基づいて、景観づくりの施策を展開する区域を、仙北市全体とします。

さらに「第1章 1.(4) 景観類型ごとの現況・課題」を踏まえて、「自然・田園系景観」「市街地系景観」に区分します。

凡 例	
—	新幹線・鉄道
■	自然・田園系景観区域
■	市街地系景観区域

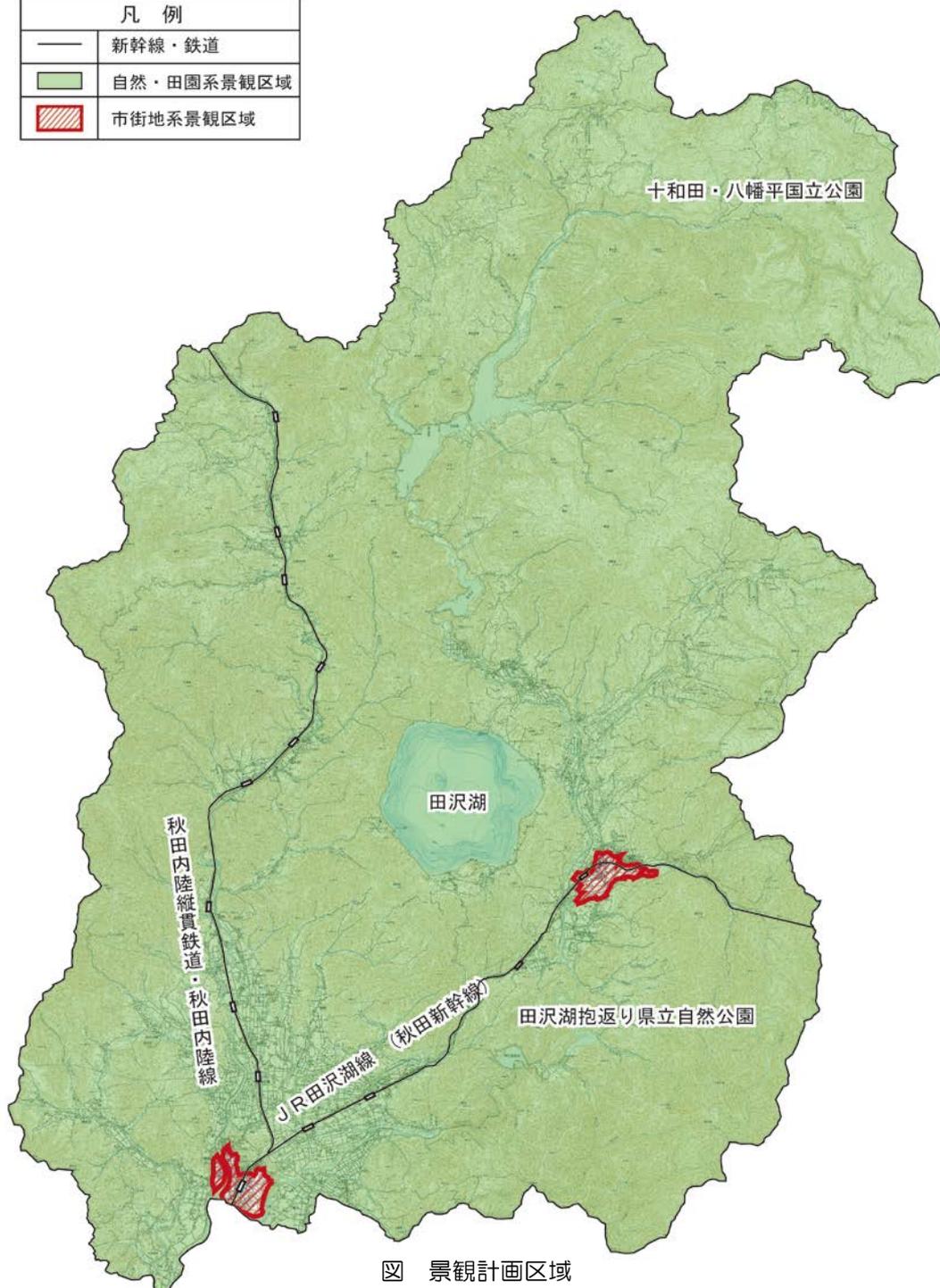


図 景観計画区域

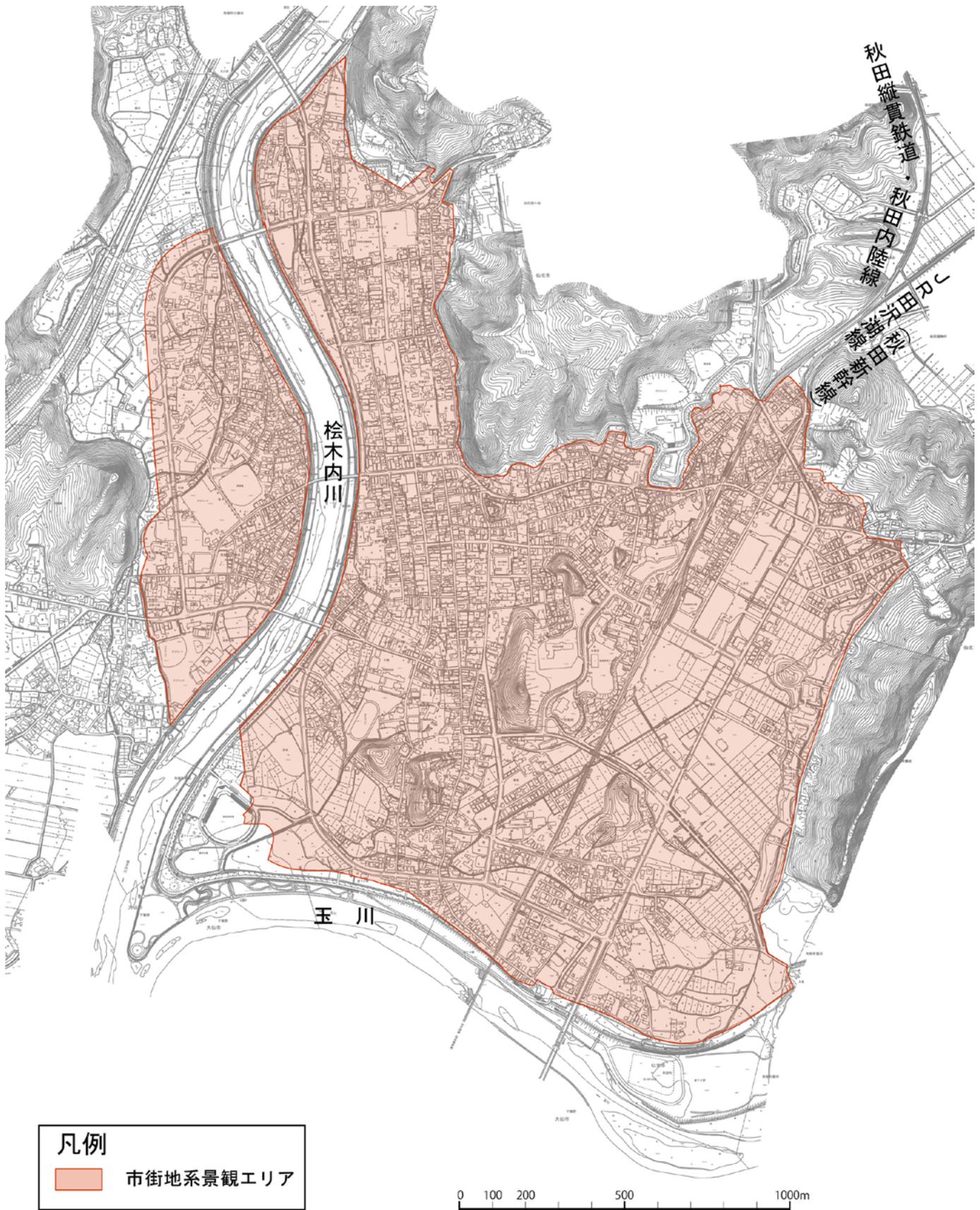


図 景観計画区域（角館駅周辺）
 ※市街地系景観は、用途地域が指定されている区域とします。

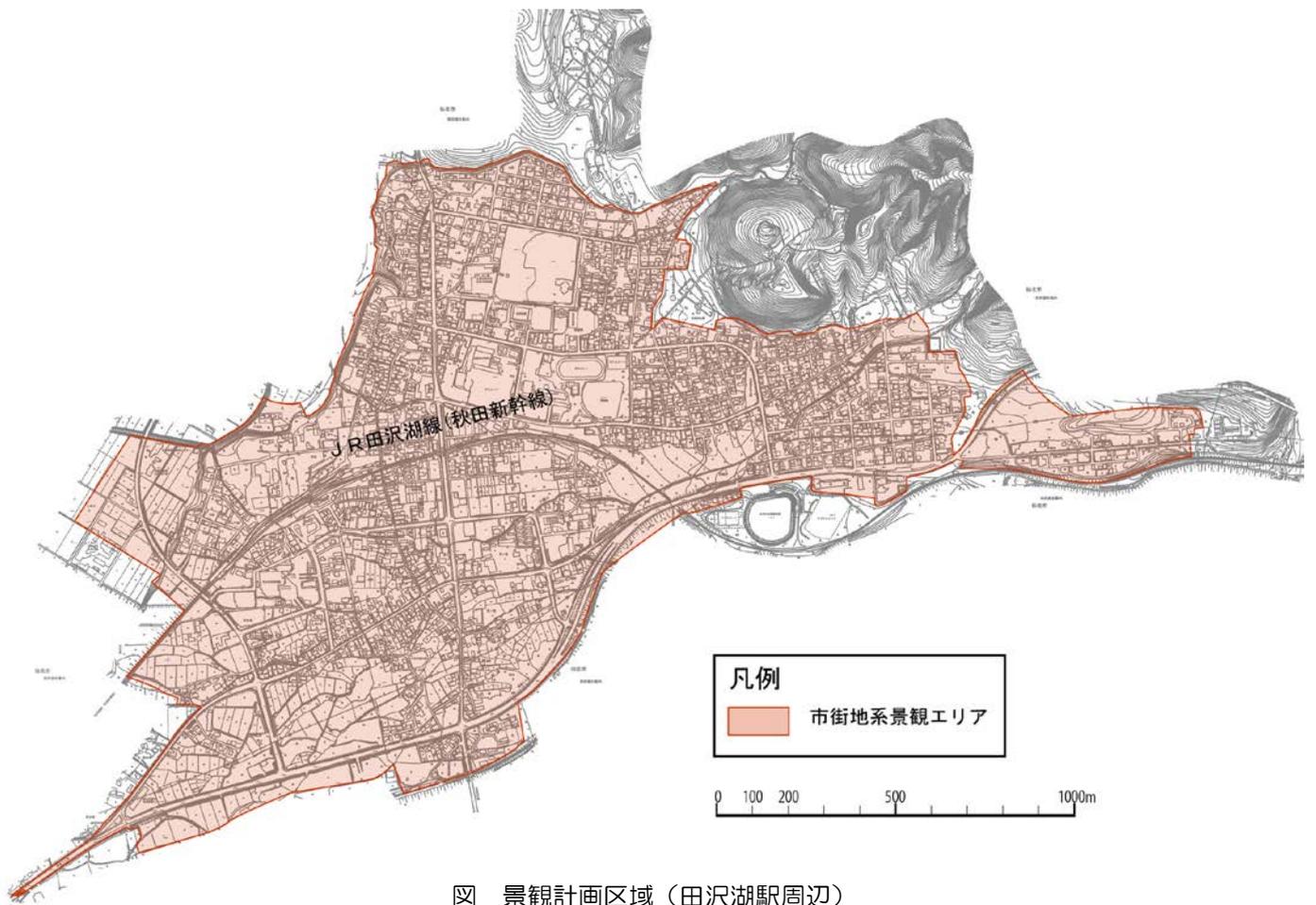


図 景観計画区域（田沢湖駅周辺）
 ※市街地系景観は、用途地域が指定されている区域とします。

(2) 景観形成重点地区

特に良好な景観づくりを図る必要がある地区における取組みを推進するため、「景観形成重点地区」を指定し、地区の特性を活かした景観づくりを推進します。

景観形成重点地区では、地区独自の届出制度や景観形成基準に基づき、地区の特性に応じた建築物・工作物等のきめ細かな規制・誘導を行います。(指定の考え方、候補地案は54頁参照)

また、景観重要建造物・樹木、景観重要公共施設などの景観法の制度及び関連諸制度を活用して、地区の景観資源を活かした景観づくりを推進します。さらに、地域の景観づくりの熟度に応じて、景観地区や景観協定、地区計画などの活用を検討します。

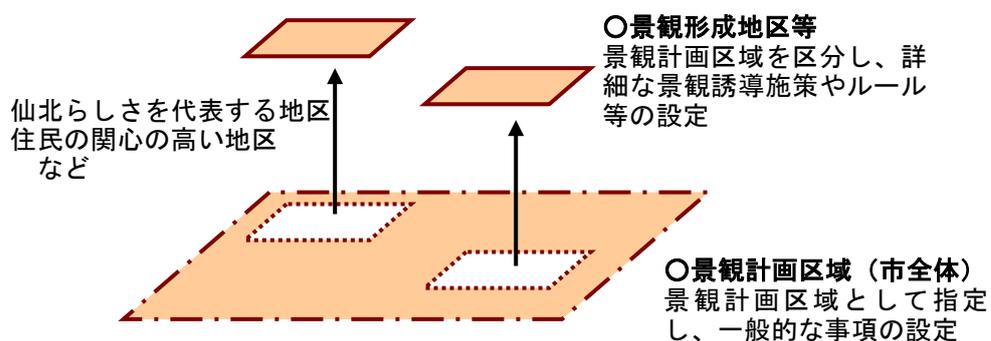


図 景観形成重点地区のイメージ

2. 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針

(景観法第8条第2項第2号関係)

景観計画区域において、良好な景観づくりを進めるための方針を、景観類型ごとに定めます。

景観類型	良好な景観づくりに関する方針
①自然・眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田駒ヶ岳、和賀山塊などの山林景観の保全を図ります。 ・展望台など、見晴らしを楽しめる視点場の整備を図ります。 ・国道などの主要な道路、農地や河川敷など見晴らしの良い場所からの、山並みの眺望の確保を図ります。 ・周囲の自然環境、山並みへの眺望に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩、高さなどの規制・誘導を図ります。
②水辺景観	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や湖などの水辺の視点場の保全・整備を図ります。 ・ごみの不法投棄による河川敷などにおける景観阻害の防止に努めます。 ・温泉地周辺の風情ある自然環境の保全を図ります。 ・田沢湖、桧木内川、玉川などの水辺では、親水性や生態系に配慮した保全・整備を図り、潤いのある水辺景観の保全・形成を図ります。 ・水辺景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。
③田園景観	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な農地、伝統的な家屋などからなる、安らぎを感じられる田園景観の保全・形成を図ります。 ・周囲の田園景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。 ・景観を阻害する屋外広告物の規制、ごみの不法投棄の防止、耕作放棄地の解消などにより、田園景観の阻害要因の軽減を図ります。 ・田園景観に配慮し、土砂などの堆積の規制・誘導を図ります。 ・優良農地の保全及び生態系に配慮したほ場整備による田園景観の保全・形成を図ります。
④市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の設置や敷地内の緑化を図るなど、みどり豊かで落ち着いた住宅地景観の保全・形成を図ります。 ・公園や河川緑地、街路樹など、街なかのみどりの保全や整備・充実に努め、四季を彩るみどりの景観の形成を図ります。 ・周辺の市街地景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。 ・角館駅、田沢湖駅周辺では、賑わいと風情に配慮した、本市の顔にふさわしい商業地景観の形成を図ります。 ・魅力ある街並みの形成に向け、地元まちづくり組織の育成とその活動に対する支援を図ります。
⑤沿道・沿線景観	<ul style="list-style-type: none"> ・街並みの連続性や背景となる市街地景観、田園景観に配慮した、沿道・沿線景観の形成を図ります。 ・沿道・沿線景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。 ・沿道環境に配慮した街路樹の整備によるみどり豊かな景観の形成を図ります。 ・屋外広告物の規制により、良好な沿道・沿線景観の形成を図ります。

景観類型	良好な景観づくりに関する方針
⑥歴史・文化景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡や寺社などの文化財、歴史的な建造物などの景観資源の保全・活用を図ります。 ・ 武家屋敷や集落の歴史的町並みを守り、その周辺の地域では、歴史的町並みに配慮した景観の形成を図ります。 ・ 歴史・文化景観資源を郷土学習に活用し、郷土への愛着や誇りを育みます。 ・ 歴史・文化景観資源への理解を深めるため、案内板や標識の整備などを行います。 ・ 歴史・文化景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。
⑦暮らし・まつりの景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に根ざした伝統芸能やまつりの継承を支援し、地域ごとの伝統行事の保全・活用を図ります。 ・ 市民、事業者、行政が景観に関する情報を共有化し、意識を高め、協働による景観づくりの推進を図ります。 ・ 市民・事業者による景観に配慮したまちづくり活動に対する幅広い支援を図ります。

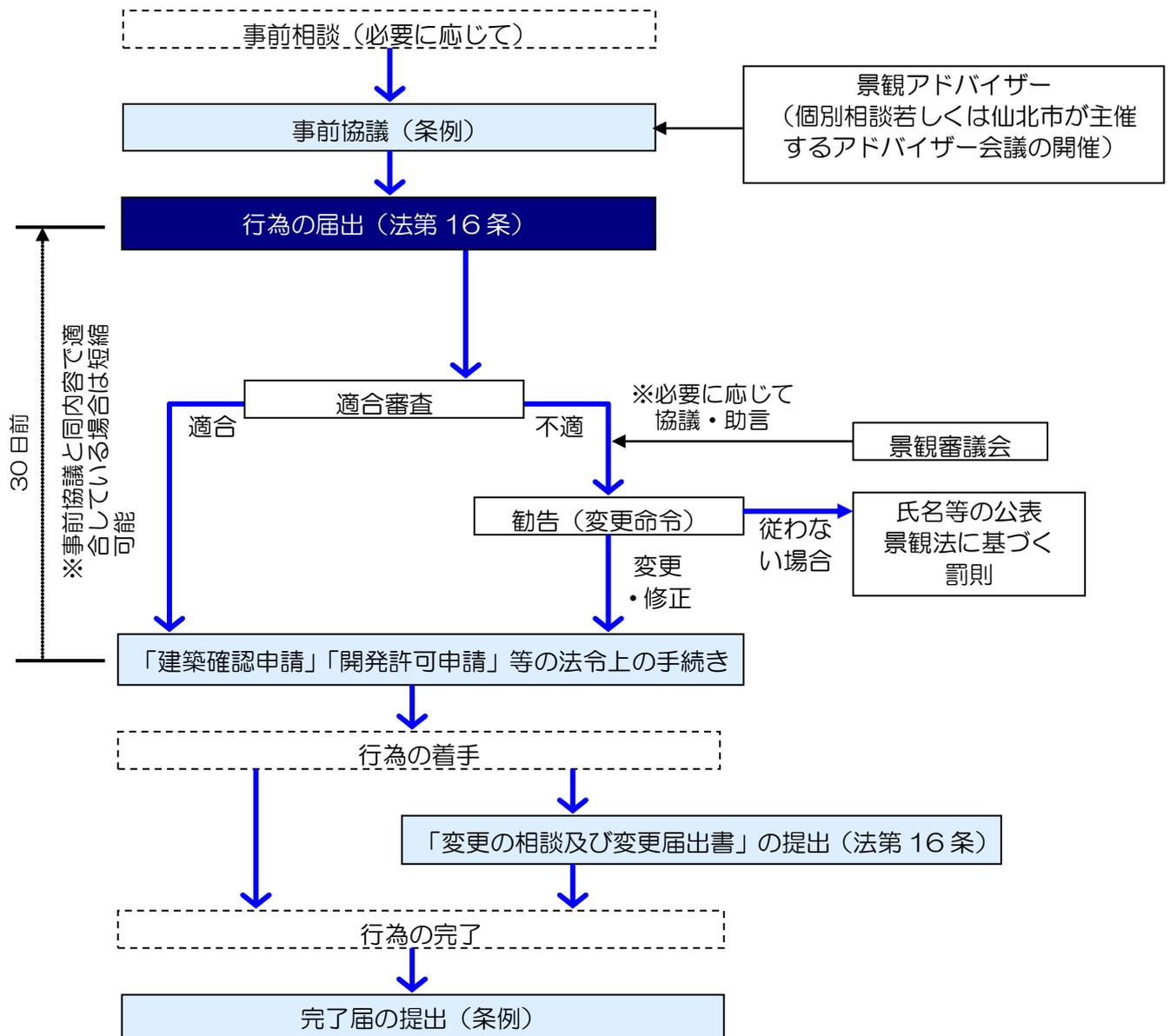
3. 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(1) 届出制度による景観づくり

(景観法第8条第2項第3号関係)

本市の良好な景観づくりにあたって、届出の対象となる行為を定めて、景観法に基づく届出制度による規制・誘導を進めます。景観計画域内において、景観に大きな影響を与えることになる一定規模以上の大規模な行為（届出対象行為）について、市への届出を義務付けます。

景観行政団体の長である市長は、届出の内容が景観形成方針や景観形成基準に適合しないと判断した場合、景観法に基づいて、協議や指導・勧告、変更命令等を行い、良好な景観形成に資するよう指導します。



(2) 届出対象行為

大規模な工場や商業施設、工作物などは、周辺の景観への配慮を欠いた行為が行われる場合、良好な景観の阻害や近隣景観の悪化を招くおそれがあります。そこで、景観計画区域における建築物等のうち、届出が必要となる行為は次のとおりとします。

行為		届出対象	
建築物※	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 	高さが 10m 又は建築面積 500㎡ を超えるもの ただし、以下のものを除く。 (1) 50㎡以下の増改築（高さの増加を除く） (2) 改築で、外観の変更を伴わないもの	
		<ul style="list-style-type: none"> ○門、塀、さく、垣類 ○擁壁 	高さ 3m を超えるもの
工作物※	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○煙突、排気塔類 ○高架水槽、サイロ、物見等類 ○昇降機、ウォーターシュート、飛行塔類 ○装飾塔、記念碑類 ○冷却塔、パラボラアンテナ類 ○アーチ、アーケード類 	高さ 13m を超えるもの （建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする。）
		<ul style="list-style-type: none"> ○鉄筋コンクリート柱、金属柱、木柱類 ○電波塔、物見塔、風車等 ○電線路等の支持物 	高さ 20m を超えるもの
		<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光等発電施設 ○観覧車等の遊戯施設類 ○コンクリートプラント等の製造施設類 ○立体駐車場 ○石油・ガス等の貯蔵施設 ○ごみ処理・し尿処理施設類 ○高架道路、橋梁、歩道橋類 	高さ 13m 又は築造面積 1,000㎡ を超えるもの
		ただし、以下のものを除く。 (1) 改築で、外観の変更を伴わないもの (2) 既存建築物の屋上に設置する避雷針、アンテナ類で、設置部分からの高さが 3m 以下のもの	
開発行為		面積が 3,000㎡ を超えるもの又は規模が高さ 3m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ 1.5m 又は面積 500㎡ を超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		面積が 3,000㎡ を超えるもの又は規模が高さ 3m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	

※特定届出対象行為

上表の行為は、以下のものを除く。

- 地盤面下又は水面下における行為
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で景観法施行令第八条に掲げる行為

(3) 景観形成基準

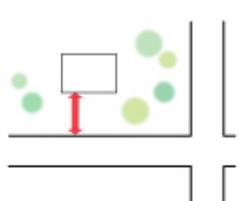
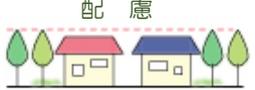
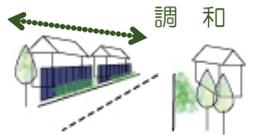
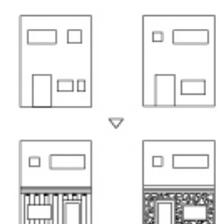
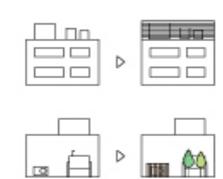
「良好な景観形成に関する方針」を実現するため、それぞれの届出対象行為ごとの行為の制限などの基準として、「景観形成基準」を定めます。

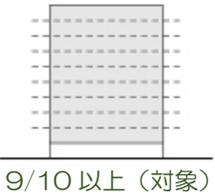
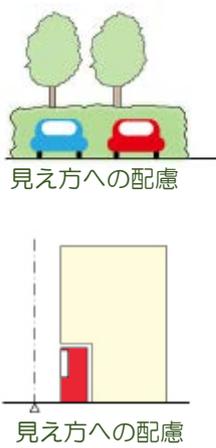
建築物・工作物に関する基準は、景観類型ごとに定めます。本市全体を対象とする基本基準として「自然・田園系景観（用途地域以外の区域）」と「市街地系景観（用途地域が指定された区域）」の基準を定めます。さらに景観特性を対象とした上乗せ基準として、「自然・眺望景観」「水辺景観」「沿道・沿線景観」「歴史・文化景観」を定めます。

1) 建築物・工作物

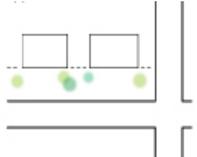
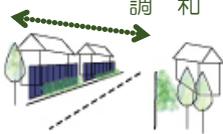
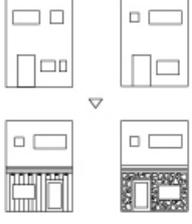
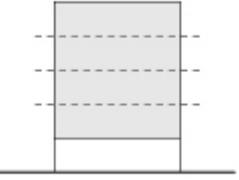
① 土地利用に応じた基準（基本基準）

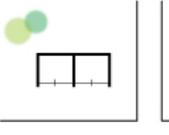
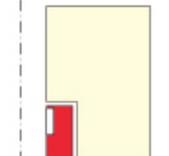
a. 自然・田園系景観（下線は市街地景観と異なる項目です）

位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観と調和した配置に努める。 ○従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物等の周辺の景観との調和に配慮した位置とする。 ○山りょうの近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根より低い位置とする。 ○連続する街並み等の外壁線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退させ、ゆとりのある空間を確保する。 	 <p>ゆとりをもたせる</p>
規模・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。 ○行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努める。 	<p>配慮</p> 
形態・意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ○周辺の景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 ○ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ○道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮する。 ○歩行者の目線に近い低層部の外壁等の仕上げには、石や木などの素材感のある材料の使用に努める。 ○設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとする。 ○太陽光パネル等を設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さとし、反射が少なく、低明度・低彩度の目立たないものとする。 ○建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努める。 ○周辺の街並みや自然景観との調和に配慮して、素材を選定すること。また、行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しない。 ○周辺の景観となじむように、地域の自然素材又は伝統的素材を使用 	<p>調和</p>  <p>素材感をだす</p>  <p>目立たないように配慮</p> 

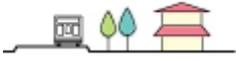
	<p><u>するよう努める。</u></p> <p>○建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。</p>	
<p>色彩</p>	<p><u>○けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物等周辺との調和に配慮する。</u></p> <p>○壁面及び屋根は、色彩基準（44、45頁参照）に適合させること。ただし、壁面及び屋根の見付け面積の <u>1/10 未満</u> を構成する色彩、自然素材等を除く。</p> <p>○壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。</p> <p>○建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。</p> <p>○工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものにする。</p>	 <p>9/10 以上 (対象)</p>
<p>敷地の緑化</p>	<p><u>○建築物が山並み、田園景観等の周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。</u></p> <p>○樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保存し又は移植によって修景に活かすよう努める。</p> <p>○高木、中木、低木、地被植物等の組み合わせにより、自然で、効果的な植栽を行う。</p> <p>○敷地の接道部では、沿道の街並みや緑の連続性の確保、圧迫感の軽減、歩行空間の魅力向上に配慮して、塀、柵、生垣及び植栽などを工夫する。</p> <p>○工作物の足元を植栽で囲うなど、歩行者や周辺への影響の軽減を図り、必要に応じて修景緑化を図る。</p>	 <p>配慮</p>
<p>その他</p>	<p>○駐車場や自転車置場、ごみ置場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させる。</p> <p>○閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は <u>使用しない。</u></p> <p>○擁壁などを設置する場合は、その高さをできる限り低くおさえ、その仕上げや上部に自然素材を用いるなど、周囲の景観との調和に努める。</p> <p>○工事現場の仮囲い等、一時的に設置させるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。</p> <p>○自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、また、建築物との一体化などにより、単体として周囲から突出しないよう工夫する。</p>	 <p>見え方への配慮</p> <p>見え方への配慮</p>

b. 市街地系景観（下線は自然・田園景観と異なる項目です）

<p>位置・配置</p>	<p>○周辺の景観と調和した配置に努める。 ○連続する街並み等の外壁線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退させ、ゆとりのある空間を確保する。 ○街並みの連続性を阻害することがないように、周囲の建築物の壁面位置や配置などに揃える。 <u>○樹容又は樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にある場合は、これらの樹木や水辺を活かした配置とする。</u></p>	 <p>連続性の配慮</p>
<p>規模・高さ</p>	<p>○周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。</p>	<p>周囲との調和</p> 
<p>形態・意匠・素材</p>	<p>○建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ○周辺の景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的に違和感や圧迫感のない形態・意匠とする。 ○ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ○道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮する。 ○歩行者の目線に近い低層部の外壁等の仕上げには、石や木などの素材感のある材料の使用に努める。 <u>○行為地が商業地にある場合は、低層部は賑わいの創造に配慮した用途とし、まちの魅力の創造に努める。</u> <u>○長大な壁面を設ける場合には、周辺の景観にあわせて壁面を適度に区分した形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。</u> ○設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとする。 ○太陽光パネル等を設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さとし、反射が少なく、低明度・低彩度の目立たないものとする。 <u>○建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、集約化し、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物とデザインを一体化し、建築物及び周辺の景観との調和に努める。</u> ○建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないように、耐久性、耐候性、退色性、年月による風合い等を考慮した素材を使用するよう努める。</p>	<p>調和</p>  <p>素材感をだす</p>  <p>目立たないように配慮</p>  <p>集約化</p> 
<p>色彩</p>	<p>○壁面及び屋根は、色彩基準（44、45 頁参照）に適合させること。ただし、壁面及び屋根の見付け面積の <u>1/5 未満</u> を構成する色彩、自然素材等を除く。 ○壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、周囲の色彩との調和、使用する面積のバランスに十分留意し、落ち着いたものとする。 ○建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。 ○工作物の色彩は、落ち着いた色彩で周辺景観及び建築物と調和が図られたものとする。</p>	 <p>4/5 以上（対象）</p>

<p>敷地の緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道路等の公共空間に面する前面敷地については、建築物等が周囲に与える圧迫感を和らげ、歩行者空間に潤いをもたらすよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努める。 ○樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできる限り保存し又は移植によって修景に活かすよう努める。 ○高木、中木、低木、地被植物等の組み合わせにより、自然で、効果的な植栽を行う。 ○敷地の接道部では、沿道の街並みや緑の連続性の確保、圧迫感の軽減、歩行空間の魅力向上に配慮して、塀、柵、生垣及び植栽などを工夫する。 ○工作物の足元を植栽で囲うなど、歩行者や周辺への影響の軽減を図り、必要に応じて修景緑化を図る。 	 <p>緑化への配慮</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場や自転車置場、ごみ置場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させる。 ○閃光を発生するものや点滅するような過度に明るい照明は <u>避ける</u>。 ○擁壁などを設置する場合は、その高さをできる限り低くおさえ、その仕上げや上部に自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に努める。 ○工事現場の仮囲い等、一時的に設置させるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。 ○自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、また、建築物との一体化などにより、単体として周囲から突出しないよう工夫する。 	 <p>見え方への配慮</p>  <p>見え方への配慮</p>

② 景観特性に応じた基準（上乘せ基準）

<p>自然・眺望景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とする。 ○建築物の高さは、主要な展望地からの眺望を著しく妨げないように努める。 ○良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠・色彩とする。 	 <p>眺望への配慮</p>
<p>水辺景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○河川や湖など、水辺に接する場合は、できる限り水際から後退するとともに、緑化したりするなど、水辺に配慮した魅力的な空間づくりを行う。 ○周辺の河川や湖などからの眺めに配慮した形態・意匠・色彩とする。 ○敷地の境界部に生垣を設置するなど、水辺景観との連続性に配慮する。 	 <p>調和</p>
<p>沿道・沿線景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物等は、道路や鉄道からの眺めに配慮した配置・形態・意匠とする。 ○交差点に面した建築物等は、角地の見通しに配慮した形態・意匠とする。 ○隣接する建築物と低層部の軒高をあわせるなど、街並みの連続性の確保に努める。 	 <p>見え方への配慮</p>
<p>歴史・文化景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とする。 ○歴史的建造物と調和した高さとするよう努める。 ○歴史的建造物が多い地域では、外観をできる限り、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠・色彩とする。 ○敷地の緑化とともに、周辺の生垣や板塀などとの連続性を確保するなど、周辺の歴史・文化景観との調和に努める。 	 <p>調和</p>

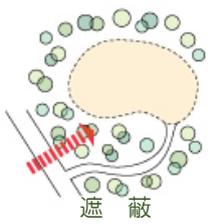
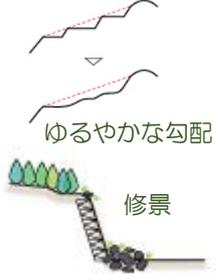
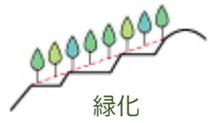
2) 開発行為に対する景観形成基準

<p>土地の形状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かしたものとす。 ○市街地から眺望できる丘陵や樹林地では、地形の改変が市街地から目立たないように計画する。 ○景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わない。 	
<p>土地の緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○行為地内はできる限り緑化し周囲にさく等を設ける場合は生垣等とするよう努める。 ○樹容又は樹勢の優れた樹木がある場合はできるだけ保存し又は移植によって修景に活かすよう努める。 ○周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定する。 ○高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行う。 	
<p>法面の外観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○長大な法面又は擁壁を生じさせないように配慮する。 ○法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。 ○周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。 ○擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のものとする。また、前面の緑化や自然石の使用、化粧型枠による修景など、周辺の景観との調和に配慮した仕上げを行う。 	
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○調整池の建設、埋立て又は干拓にあたっては、護岸、堰堤等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫する。 ○行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。 	

3) 物件の堆積に対する景観形成基準

<p>貯蔵又は集積の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観を阻害しないよう、集積又は貯蔵の高さをできる限り低くおさえ、整然と行う。 ○主要な展望地及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、集積又は貯蔵の位置及び方法を工夫する。 	
<p>遮へい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくする。 ○行為地の周囲への樹木の植栽、塀や囲い等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずること。塀や囲いなどを設ける場合は、その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の景観と調和させる。 ○遮へいに伴う植栽にあたっては、自然植生を考慮するとともに周辺の樹木との調和に配慮した樹種とする。 	

4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更に対する景観形成基準

<p>遮へい</p>	<p>○行為地の出入口は最小限に限定し、行為地が外から見えにくくする。</p> <p>○行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずる。</p>	
<p>跡地の形状</p>	<p>○長大な法面又は擁壁を生じさせないよう配慮する。</p> <p>○法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させる。</p> <p>○周辺の自然植生との調和に配慮した法面の緑化を行う。</p> <p>○擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のものとする。また、前面の緑化や自然石の使用、化粧型枠による修景など、周辺の景観との調和に配慮した仕上げを行う。</p>	
<p>跡地の緑化</p>	<p>○行為地内の竹木は、保全するとともに、敷地の周囲は樹木等により、緑化すること。</p> <p>○行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行う。</p> <p>○緑化にあたっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とする。</p>	
<p>その他</p>	<p>○主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫する。特に市街地から眺望できる丘陵や樹林地では、地形の改変が市街地から目立たないように計画する。</p> <p>○行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用する。</p>	

【色彩基準】

①壁面の色彩基準

色相	市街地系景観		自然・田園系景観	
	明度	彩度	明度	彩度
赤 (R)、	—	4 以下	4 以上 9 以下	4 以下
黄赤 (YR)	—	6 以下	4 以上 9 以下	6 以下
黄 (Y)	—	4 以下	4 以上 9 以下	4 以下
黄緑 (GY) ~ 赤紫 (RP)	—	2 以下	4 以上 9 以下	1.5 以下
無彩色 (N)	—	—	4 以上 9 以下	—

(マンセル表色系による)

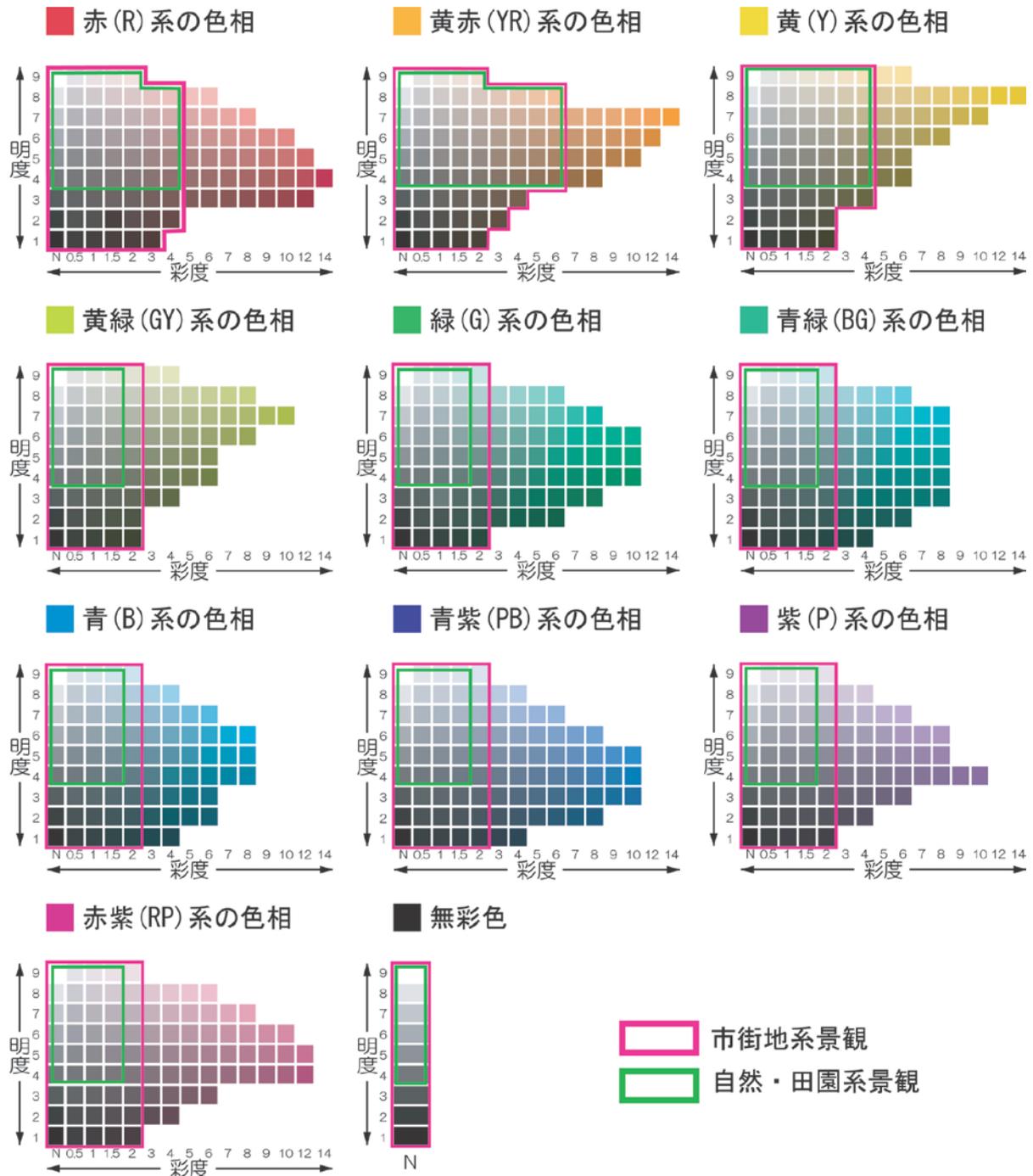


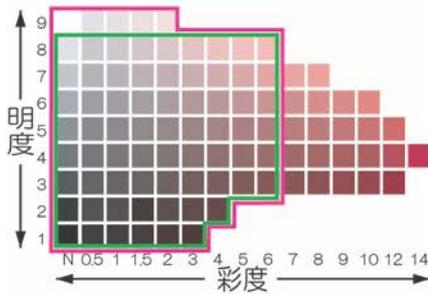
図 色彩基準の範囲（壁面）

②屋根の色彩基準

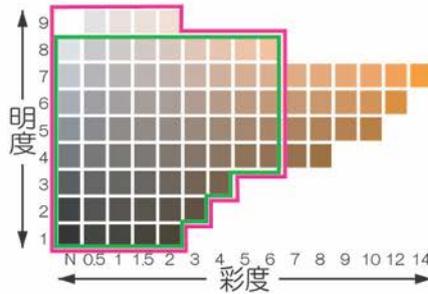
色相	市街地系景観		自然・田園系景観	
	明度	彩度	明度	彩度
赤 (R) ~ 赤紫 (RP)、 無彩色 (N)	—	6 以下	8 以下	6 以下
	—	—	8 以下	—

(マンセル表色系による)

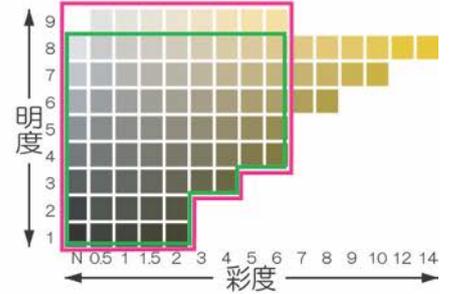
■ 赤 (R) 系の色相



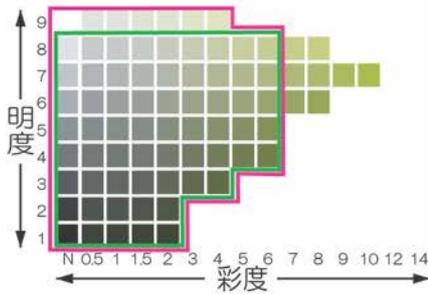
■ 黄赤 (YR) 系の色相



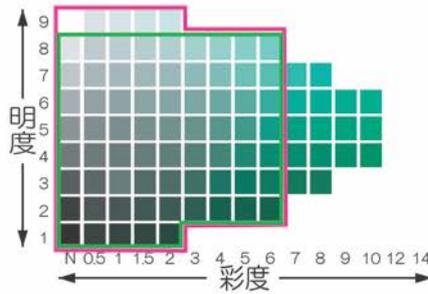
■ 黄 (Y) 系の色相



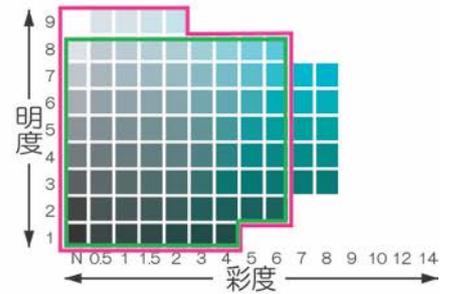
■ 黄緑 (GY) 系の色相



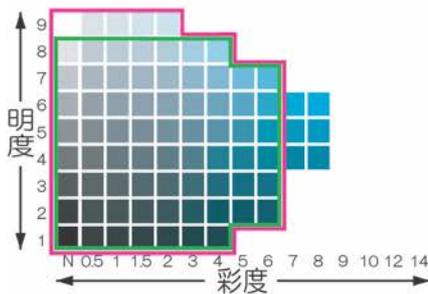
■ 緑 (G) 系の色相



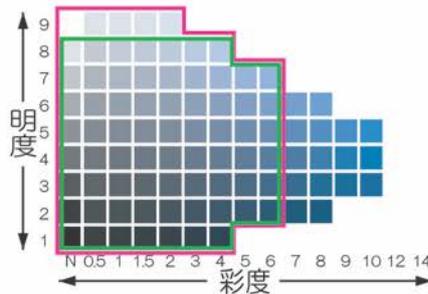
■ 青緑 (BG) 系の色相



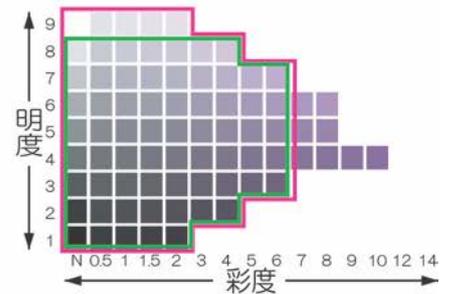
■ 青 (B) 系の色相



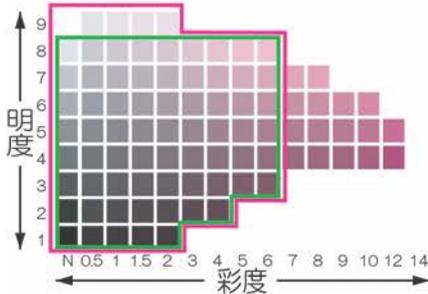
■ 青紫 (PB) 系の色相



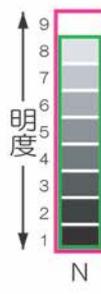
■ 紫 (P) 系の色相



■ 赤紫 (RP) 系の色相



■ 無彩色



市街地系景観
 自然・田園系景観

図 色彩基準の範囲 (屋根)

4. 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関係)

本市の景観づくりにあたって、景観のシンボルとなる景観資源を良好な状態に保ち、地域の良好な景観づくりに活かしていくことが大切です。ここでは、景観法に基づく、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けて、必要な事項を定めます。

本市では、景観行政と文化財行政が互いに連携しつつ、景観形成を図る上で、市民及び地域にとって重要なものについて、次に示す指定方針に基づき、「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」の指定を行うこととします。

なお、景観重要建造物・景観重要樹木を指定することによって、現状変更の制限、所有者等の適切な管理義務などが生じます。事前に所有者及び管理者と十分な協議を行い、景観審議会の意見を聞いた上で、保全、管理及び活用に関する事項について定めます。

(1) 景観重要建造物

(景観法第19条)

道路及び公共の場所から容易に望見することができ、以下のいずれかに該当する建造物のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて所有者と協議し、景観重要建造物に指定します。

【指定が想定される建造物・樹木】

- 地域の歴史文化を継承する象徴的な建造物
- 歴史的な様式や技法を有する建造物
- 地域における生活や生業から形成された地域固有の建造物
- 地域のシンボルとして広く親しまれている建造物
- 景観づくりに先導的な特徴のある建造物

※文化財保護法により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された建造物を除きます。

(2) 景観重要樹木

(景観法第28条)

道路及び公共の場所から容易に望見することができ、以下のいずれかに該当する樹木のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて所有者と協議し、景観重要樹木に指定します。

【指定が想定される建造物・樹木】

- 歴史的・文化的意義のある樹木
- 特徴的な樹容の樹木
- 地域のシンボルとして広く親しまれている樹木

※文化財保護法により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された樹木を除きます。

5. 屋外広告物に関する事項

屋外広告物は、商業地域や観光ルート等において必要不可欠なものです。高さや面積が大きいもの、色彩が派手なもの、雑然と掲示されているもの、大切な場所に乱立するものなどは、地域の良好な景観を阻害する要因になっています。

本市では、秋田県屋外広告物条例に基づく規制誘導を行っており、当分の間、これを基本としていきます。その上で、「仙北らしい」景観の保全・形成を目指して、地域レベルの規制誘導方策の活用などを通じて、地域が主体となった取組みの促進に努めます。

(1) 禁止広告物

(秋田県屋外広告物条例第2条)

表示してはならない広告物等を定め、美観上・安全上問題のある広告物の表示を禁止します。

【禁止広告物等】

- ① 著しく汚染、たい色、塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損、老朽化したもの
- ③ 倒壊、落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似するもの（道路交通の安全を阻害）

(2) 表示の禁止〔禁止地域等〕

(秋田県屋外広告物条例第3条第1項)

禁止地域等を定め、原則として、屋外広告物の表示・設置を禁止します。

【禁止地域等（例示）】

- ① 住宅地、景観のすぐれた地域、緑地
(第1種及び第2種低層住居専用地域、緑地保全地域、伝統的建造物群保存地区など)
- ② 文化財、史跡のある地域（文化財保護法、秋田県文化財保護条例）
- ③ 都市公園の区域（都市公園法）
- ④ 道路及び鉄道等のうち、知事が指定する区間 など

(3) 禁止物件

(秋田県屋外広告物条例第3条第2項)

広告物を表示してはいけない物件（場所）を定め、広告物の氾濫を抑制します。

【禁止物件（例示）】

- 道路及び鉄道の橋りょう、歩道橋、トンネル、街路樹、信号機、道路標識、郵便ポスト
- 送電用鉄塔、道路の路面
- 電柱又は街灯柱（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等）

(4) 表示の許可〔許可地域等〕

(秋田県屋外広告物条例第4条)

禁止地域以外の地域において、表示や物件の設置に関する基準に基づき、知事の許可・違反広告物の除却その他必要な措置、是正命令等を通じて、適切な屋外広告物の表示、掲出物件の設置を誘導します。

(5) 建築敷地内の設置物としての規制誘導

(仙北市景観計画〔良好な景観の形成に関する方針・景観形成基準〕)

景観計画区域内の建築物等の新築、増築、改築、又は大規模な外観の変更に際して、敷地内に広告物を設ける場合には、仙北市の景観計画（良好な景観の形成に関する方針）に基づいて、景観特性に配慮した誘導に務めます。

また、地域の景観への影響が大きく、景観計画において定める届出対象行為に該当する建築物等の場合は、敷地内の看板を協議、指導・勧告、変更命令等の対象とし、建築物本体や周辺の街並みと調和するよう、景観計画（景観形成基準）に基づいて誘導します。

(6) 地区レベルの規制誘導の促進

(秋田県屋外広告物条例第17条の2、第17条の3)

本計画に基づいて、良好な景観の保全・形成に向けた地域の積極的かつ主体的な取り組みが必要と考えられる区域においては、地域の関係者、権利者等の協議・合意形成の上で、「景観保全型広告整備地区」「広告物協定地区」などの制度を活用し、より実効性の高い規制誘導を図ります。

【景観保全型広告整備地区】

- ・ 禁止地域及び許可地域等のうち、良好な景観を保全するために広告物等の整備を図ることが特に必要な区域について、広告物の表示及び設置に関する基本方針を定めます。

【広告物協定地区】

- ・ 地域の良好な景観を主体的に形成する目的で、地区の範囲と、広告物の表示の方法（位置・形状・面積・色彩・意匠・その他）及び協定の運用に関する事項を定めた協定を締結します。

6. 景観重要公共施設に関する事項

道路、河川、都市公園等の公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つです。景観法では、周辺の建築物等と一体となって良好な景観を形成するなど、景観形成上重要な公共施設を「景観重要公共施設」に位置づけ、その整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることができるとされています。

良好な景観づくりにあたっては、行政が先導的な役割を果たす必要があります。今後、本市の景観の骨格を構成する、あるいは地域の景観づくりに先導的な役割を果たすなど、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、公園など）については、それぞれの管理者と協議を進め、景観重要公共施設として、同意が得られたものを景観計画に位置づけていきます。

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

本市では、以下のいずれかに該当する公共施設（道路、河川、公園など）のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものを、景観重要公共施設に指定します。

景観重要公共施設は、当該公共施設の管理者と協議し、同意を得た上で指定します。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する考え方

景観重要公共施設の整備にあたっては、計画・事業実施・維持管理の各段階において景観への配慮が求められます。そのため、景観重要公共施設の整備に関する考え方を以下のとおり定めます。

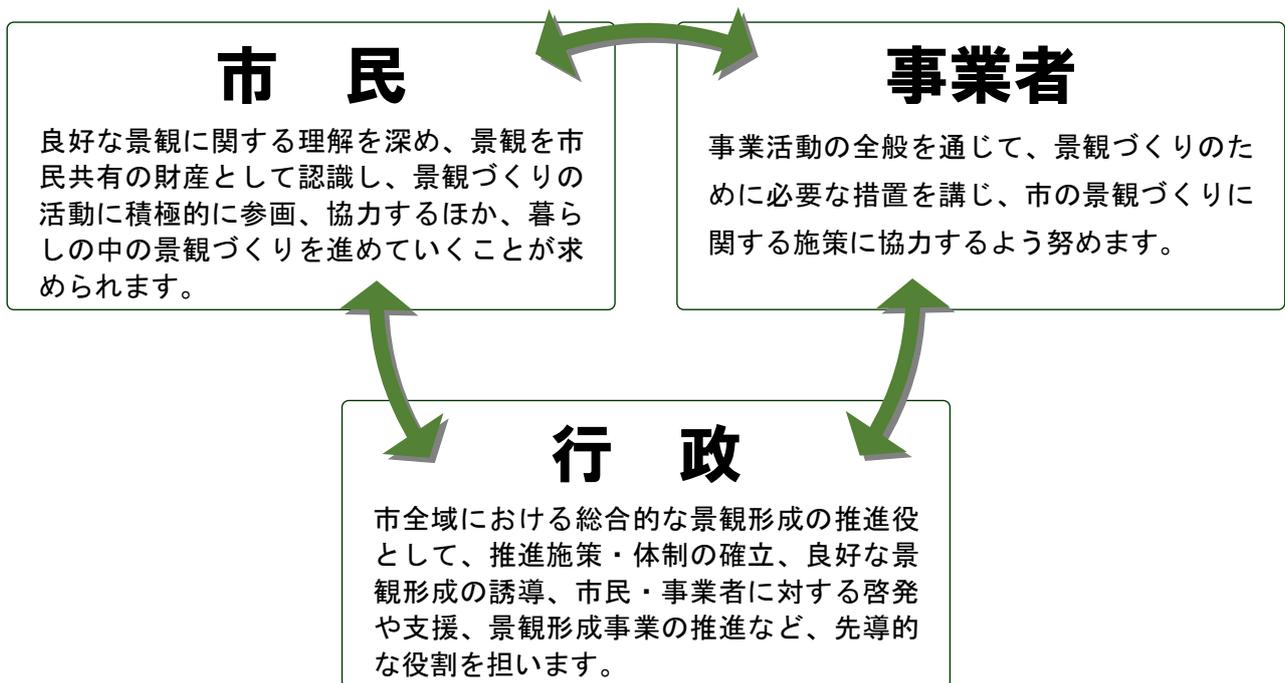
- ・景観重要公共施設の整備計画などの策定にあたっては、第2章第2節「良好な景観づくりに関する方針」、同第3節「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の景観形成基準に適合するよう配慮した形態・意匠、色彩、緑化などを検討する。
- ・補修及び改修時の際は、良好なデザインを維持するとともに、景観阻害要素を除却又は改善する。

第3章 良好な景観づくりの推進

1. 市民・事業者・行政の役割

景観は、市民・事業者・行政の各々の日常の取組み、事業活動等によって形成されるものであり、これをより魅力的なものにしていくためには、それぞれの努力と相互の協力が不可欠です。

そのため、市民・事業者・行政は、次のような役割に努めることとします。



2. 市民・事業者の景観づくりの参画・支援

(1) 市民・事業者による景観づくりの取組み支援

市民・事業者による、地区特性に応じた景観づくりの取組みを効果的に支援するため、以下の想定される支援方策の中から、必要な取組みを推進します。

○景観の広報・啓発

- ・景観シンポジウム、景観フォーラム等の開催
- ・仙北市景観 100 選、景観資源マップ
- ・景観に関わる写真展等の開催
- ・景観づくりに関する各種情報発信
- ・景観教育・学習の推進

○景観づくりの活動支援

- ・市民・事業者の取組みに対する表彰制度
(仙北市ふるさと景観賞、花のある街づくりコンクール など)
- ・自主的なまちづくり活動の支援
(仙北市協働によるまちづくり提案型補助金事業、景観アドバイザー派遣制度)
- ・協定づくり支援(景観協定、その他協定制度)
(市民の景観形成のルールづくり、協定の締結の支援)

○景観資源の保全・活用

- ・景観重要建造物・樹木などの指定
- ・景観整備機構の指定

○景観づくり市民会議

- ・景観づくりの普及・啓発活動などの企画・運営など
- ・景観づくりに係る行政への提案など

1) 景観づくりの広報・啓発

景観シンポジウム、景観 100 選などを選定し、仙北市の景観の魅力とは何か、目指すべき景観イメージなどについて共通の認識を持つことにより、市民、事業者、行政が協働で取り組む意識を醸成し、地域の多様性を活かしながら、魅力のある、楽しい景観づくりを目指します。

景観まちづくり講座、学校における景観まちづくり学習等を推進することにより、地域の景観を知り、それを大切にする意識を高めます。

2) 景観づくりの活動支援

① 市民・事業者の取組みに対する表彰制度

良好な景観づくりを進めるためには、市民・事業者が景観を共有財産として認識し、それぞれが景観づくりに携わる意識が重要であることから、市民・事業者の景観意識を向上させるための啓発を積極的に行います。

仙北市ふるさと景観賞、花のある街づくりコンクールなどの充実を図り、優れた景観の形成に寄与している建築物等の関係者、また景観づくりに功績のあった者などを表彰することで、市民や事業者

の景観意識の高揚を図ります。

② 自主的なまちづくり活動の支援（景観アドバイザーなど）

景観アドバイザーは、景観に関する優れた見識を有し、とりわけ本市の景観を良く知る学識経験者や専門家を選任し、必要に応じて、以下の事項について個別に技術的な助言・指導を行います。

花壇づくりや、清掃・ごみ拾い、イベントの開催など主体的に身近な景観づくりに取り組む団体に対して、助言や支援（仙北市協働によるまちづくり提案型補助金事業など）を行い、市民団体の育成を図ります。積極的に活動を継続する団体については、景観住民団体に認定し、協定制度の支援、景観形成重点地区の指定等を含めた支援を行っていきます。

③ 協定制度の活用

市民が、地域で景観づくりのためのルール（協定）を定め、そのルールを将来にわたって守り続けていくための仕組みとして、法に基づく景観協定があります。景観協定は、地域住民自らが地域の実情に応じた取り決めを行い、景観行政団体（仙北市）の長が認可することにより、法的な効力を持つ協定です。本市では市民による景観協定制度の活用を支援します。

また、町内会、商店会など、市民が取り組みやすい本市独自の協定として、本市独自の景観づくりを支援する協定制度（ふるさと景観づくり市民協定）を検討します。

3) 景観資源の保全・活用

市内各所において、ふるさと仙北を特徴づけている歴史的建築物や自然環境などについて、登録有形文化財などの文化財指定制度、景観重要建造物・樹木の指定制度、その他諸制度などを活用し、有効利用しながら保存していく方法を調査・検討していきます。

一方で、景観整備機構制度（一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPO等について、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観づくりを担う主体として位置づける制度）を活用し、景観資源の保全や、景観づくりの支援、パートナーシップづくりなどを進めていくことを検討します。

4) 景観づくり市民会議の創設

良好な景観づくりには、市民、事業者、行政のそれぞれが景観づくりの主体として、自らの果たすべき役割を認識し、身近な場所から良好な景観の創出に取り組んでいくとともに、それぞれの取組みを協働により発展させていくことが大切です。

そのために、市民、各まちづくり団体、景観住民団体、事業者などの皆さんが、ともに考え、話し合い、連携して景観づくり活動に取り組む「景観づくり市民会議」の設置を検討します。各主体が景観づくりに取り組むとともに、以下の事項を行うことにより、市民や事業者、行政とのパイプ役となって、本市の景観づくりをリード（牽引）していくことを目指します。

- 景観づくりに係る市民からの相談に関すること
- 景観づくりの普及及び啓発活動の企画及び運営に関すること
- 景観づくりに係る行政への提案に関すること
- 良好な景観づくりに関する取組み、調査及び研究に関すること など

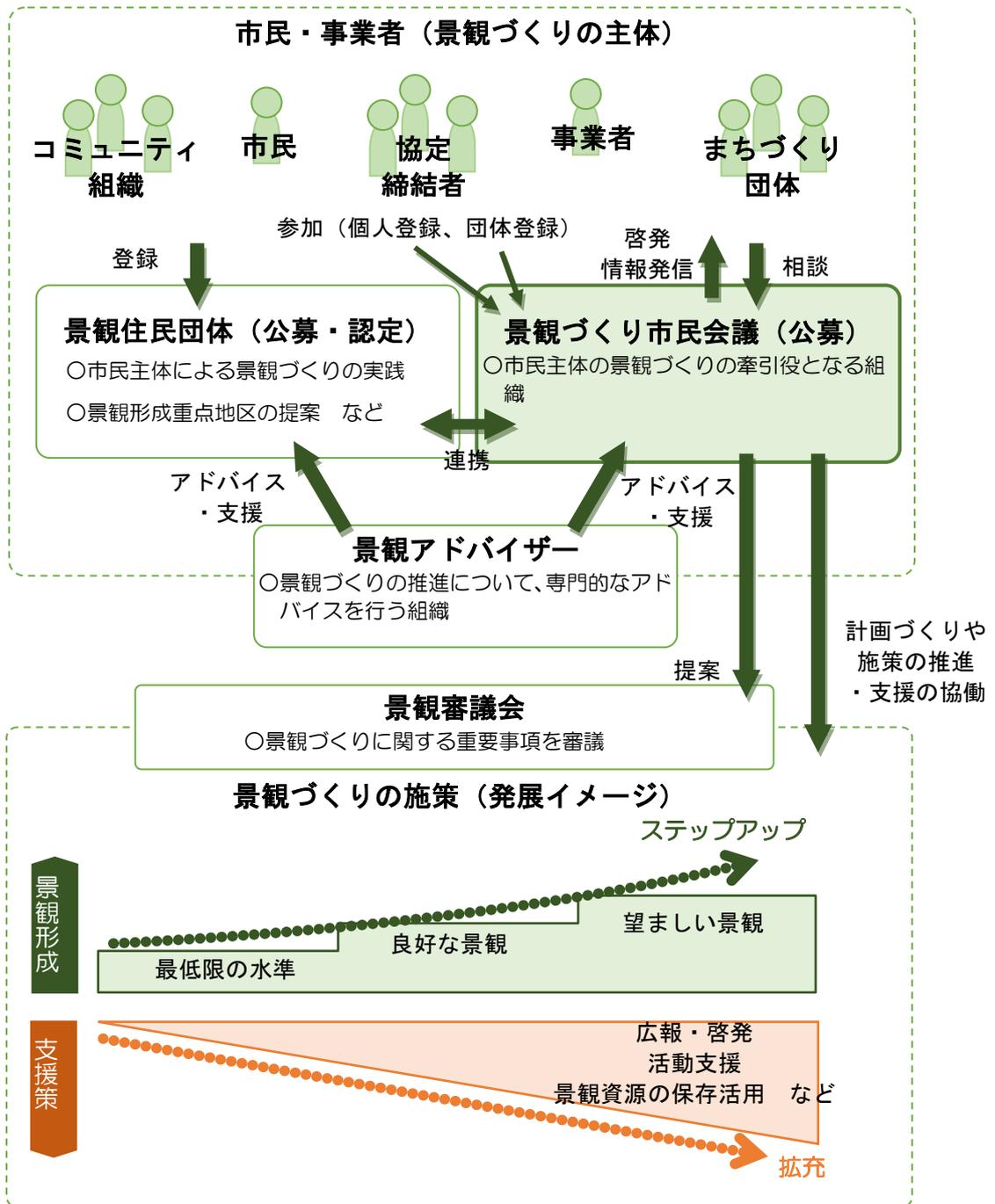


図 景観づくり市民会議の役割イメージ

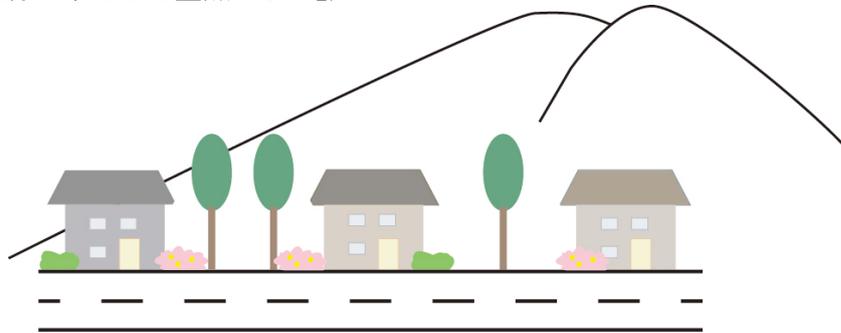
3. 重点的な景観づくり

(1) 景観形成重点地区の指定の考え方

仙北らしさを代表する地区、住民の関心の高い地区など、特に良好な景観づくりを図る必要がある地区における取組みを推進するため、「景観形成重点地区」を指定し、地区の特性を活かした景観づくりを推進します。

景観形成重点地区の指定にあたっては、以下に掲げる地区などで、市民や事業者の合意形成に基づき、指定候補地を選定します。それらの候補地について、景観づくりの進め方について、協議・合意形成を進め、指定を行います。

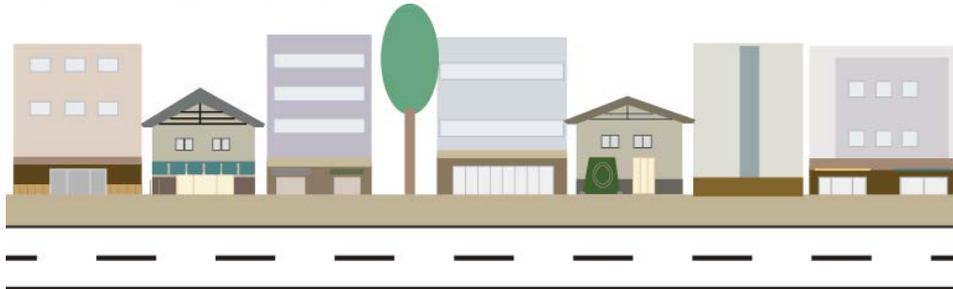
○山並み、田園景観、河川景観などへの眺望景観や良好な見晴らしの保全・形成が望まれる地区
(以下「水と緑・みはらし重点エリア」)



○歴史的な建築物、町並み等が現存し、積極的な歴史・文化景観の保全・形成が望まれる地区
(以下「歴史・伝統重点エリア」)



○駅前、商店街など、魅力的な市街地景観の形成が望まれる地区
(以下「街なか賑わい重点エリア」)



○市民等による地区独自の景観形成の提案が行われた地区
○その他市長が必要と認める地区

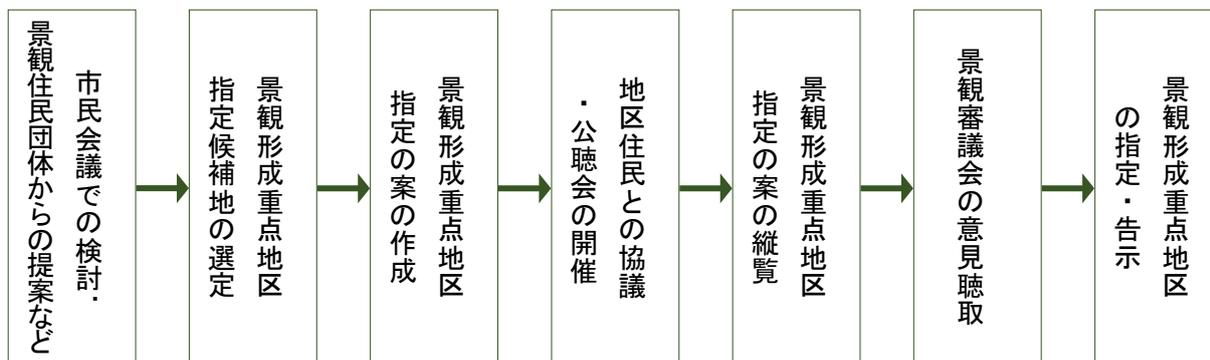


図 景観形成重点地区の指定の主な流れ

(2) 景観形成重点地区の規制・誘導の手法

景観形成重点地区では、地区独自の届出制度や景観形成基準に基づき、地区の特性に応じた建築物・工作物等のきめ細かな規制・誘導を行います。

また、景観重要建築物・樹木、景観重要公共施設景、景観地区や景観協定などの景観法の制度及び関連諸制度を活用して、地区の特性に基づく景観づくりを推進します。

景観形成重点地区のタイプで使われる景観法等の手法例

	独自の景観形成基準の設定	景観重要建築物・樹木	景観重要公共施設	景観地区	景観協定	景観協議会	景観整備機構	その他のルールづくり	重要伝統的建造物群保存地区	自然公園
水と緑・みはらし重点エリア	○	○	○	△	△	△	○	◎	—	○
歴史・伝統重点エリア	◎	○	○	○	○	△	○	○	○	—
街なか賑わい重点エリア	◎	△	△	○	○	△	○	○	—	—

凡例) ◎：最も使われる手法 ○：使われる手法 △：場合によって使われる手法

1) 独自の景観形成基準(景観形成重点地区)

本計画の「景観形成重点地区」の枠組みを活用し、地区独自の景観形成の目標や方針、景観形成基準などを定め、地区の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組むことができます。

景観形成重点地区内では、建築等の行為を行う場合（通常管理行為、軽易な行為を除く）には、景観法に基づき、事前に届出が必要となります。

2) 景観重要建築物・樹木

市内に点在する歴史的建造物、市民に親しまれている巨樹・巨木などを景観上重要建築物、景観重要樹木に指定します。

景観重要建築物・樹木の、現状変更を行う場合には、景観法に基づき、仙北市（景観行政団体）の事前の許可が必要となります。

3) 景観重要公共施設

仙北市の景観の骨格となっている道路や河川、都市公園などを景観重要公共施設として指定し

ます。

景観重要公共施設に指定された道路や河川、都市公園などは、本市の管理する施設のほか、国や県が管理する施設においても、本計画の景観形成に関する方針への適合が義務付けられます。

4) 景観地区

景観地区では、地区の特徴的な景観を維持するため、強い法的強制力を持って建築物等の形態や規模を規制することができます。

景観地区内の建築物等は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合させるとともに、仙北市（景観行政団体）の認定を受ける必要があります。

5) 景観協定

景観協定は、地域住民自ら主体的に地域の実情に応じた景観づくりの取り決め（協定）を行い、仙北市（景観行政団体）がそれを認定します。

土地地権者等の全員の合意により、建築物や工作物のほか、緑化、広告物、農地、その他ソフト面の取組みまで、景観を形成する幅広い要素を含んだ事項について一体的に協定として定めることができます。

6) 景観協議会

道路、河川、鉄道沿線などにおいて、良好な景観づくりと自然保護、地域活性化を一体的に推進するため、仙北市（景観行政団体）、景観整備機構（下記参照）、施設管理者、地域住民、観光協会、周辺事業者等が参加して、景観と調和した街並みの景観形成基準の検討や、関係者の協働による景観形成・地域活性化策の検討等を行うことができます。

7) 景観整備機構

道路、河川、農地、森林などにおいて景観づくりに取り組むNPO等を景観整備機構に指定し、地域住民の景観づくりの取組みの支援を行いつつ、景観資源や自然環境の保全・管理を行うことができます。

また、建築士会等の景観づくりに関する専門家的技術を有する公益法人を景観整備機構に指定し、景観づくりに関する情報提供や、ワークショップの実施など市民の景観づくりの取組みに対する支援を行うことができます。

8) その他ルールづくり(協定など)

町内会、商店会など、市民が取り組みやすい本市独自の協定として、本市独自の景観づくりを支援する協定制度（ふるさと景観づくり市民協定）を検討していきます。

ふるさと景観づくり市民協定は、各地域の地域性・特性などを反映できるよう、ゆるやかな仕組みとなります。また、行政上の命令や罰則を伴わない自主的な協定であることから、地域の主体的な協働による運営が求められます。

○協定内容の例

- ・街並み（色彩、配置）、庭先の緑化、山林の眺望（見通しの確保、植生）、店構え、広告物、など

9) 重要伝統的建造物群保存地区(文化財保護法)

重要伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法に規定する文化財の種類の一つで、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られています。

本市では、角館地区の武家屋敷が指定されており、保存・活用の取組みに対し、国や県からの指導・助言、修理・修景事業、防災設備の設置事業、案内板の設置事業等に対する補助、税制優遇措置などの支援があります。

指定地区内では、現状変更行為に対する規制がある一方で、管理、修理、修景などに対する補助制度が設けられています。

10) 自然公園(国立公園／自然公園法、県立自然公園／秋田県立自然公園条例)

自然公園は、国が指定する国立公園・国定公園、県が指定する都道府県立自然公園があり、いずれも自然環境の保護と適正な利用が推進されています。

自然公園内には、自然環境や利用状況を考慮して特別地域、普通地域などの地区区分を設けられており、公園内で行うことができる行為を規制することで自然景観の保護を図ります。特に、特別地域では、工作物の新築・改築、樹木の伐採、広告の掲示、施設の塗装色彩の変更を行うためには許可が必要となります。

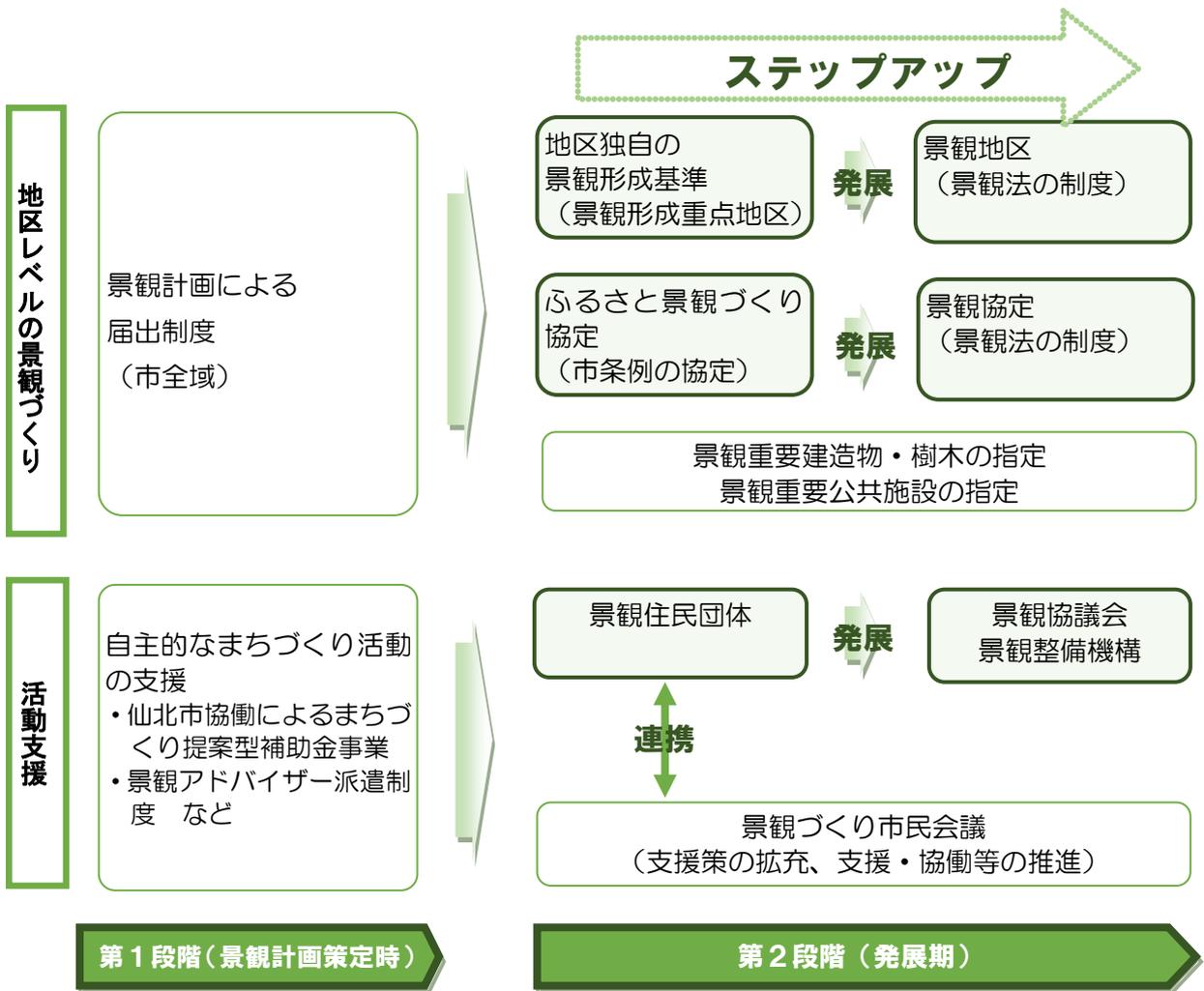


図 地区レベルの景観規制・誘導の発展イメージ

(3) 景観形成重点地区の候補地(案)

景観形成重点地区では、地域独自のルールづくりへの支援体制を図りつつ、景観形成の方向性を検討します。候補地からモデル地区を設定し、具体的な景観形成施策のあり方、建築物等の修理・修景の補助制度、景観づくり活動等への補助のあり方を検討していきます。

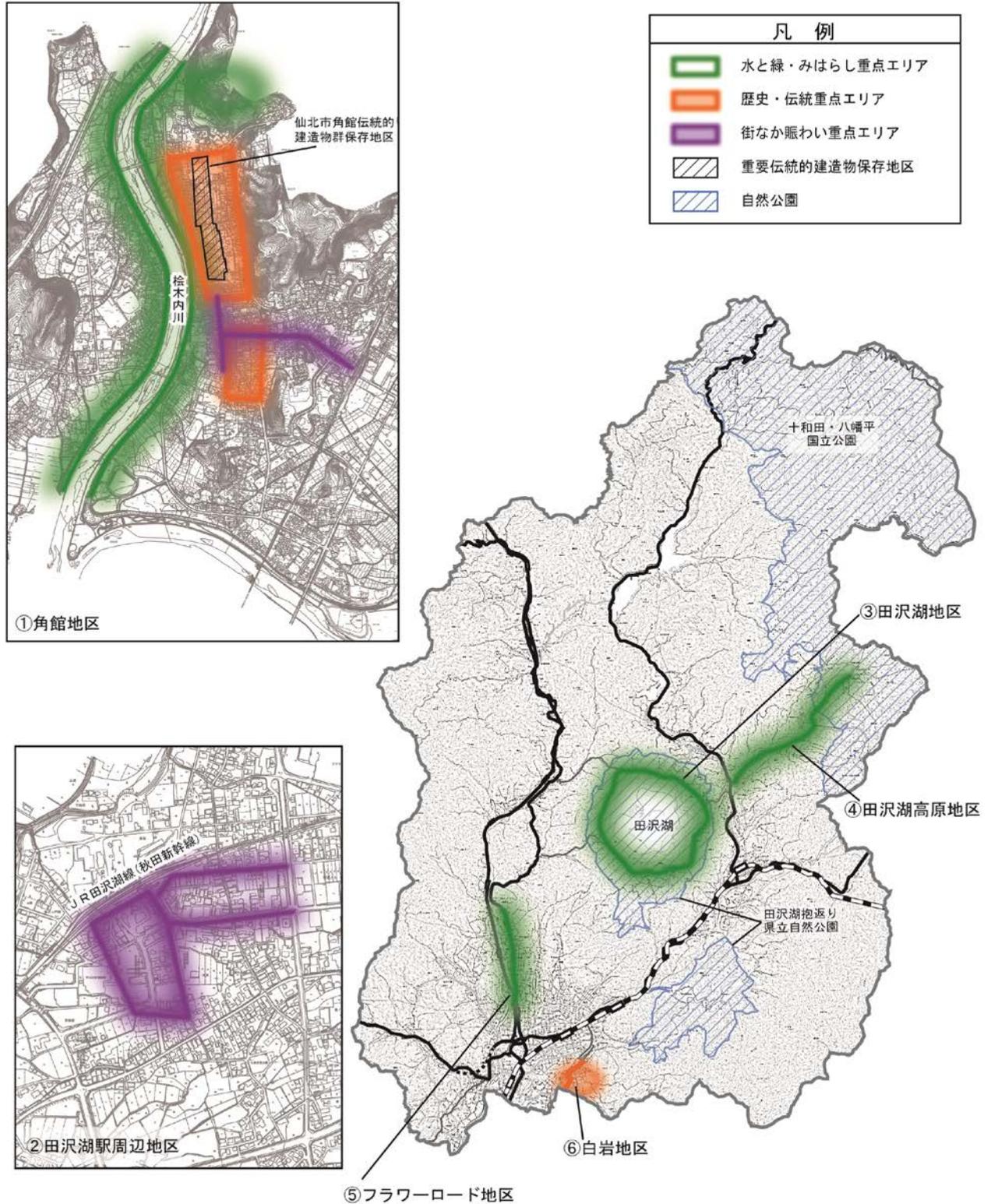


図 景観形成重点地区の候補地(案)

① 角館地区

【現況と課題】

- 角館の武家屋敷通りが国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されており、400年近い年月を経た今も、城下町として風情ある町並みが守られています。武家屋敷周辺では、飲食店、土産物店などの商業店舗が増加し、町並みの変化が起こっています。
- 田町の武家屋敷では、昔ながらの武家屋敷の町並みが住民によって守られていますが、景観を守るための規制誘導や支援制度などの枠組みがありません。
- これらの武家屋敷の町並み保存に向けた取組みを強化するとともに、周辺においても、歴史的市街地としてふさわしい町並みを形成する必要があります。駅を中心とした商店街の活性化、魅力ある商店街の形成が必要です。
- 桧木内川堤の桜は、国の名勝に指定され、角館の武家屋敷通りとともに、桜の名所となっています。
- 古城山の山頂からは、四季折々に変化する角館の町並み全域を見渡すことができます。
- 角館駅は、観光等で市外から訪れる人の玄関口、市民生活の拠点となっています。駅前の商店街では、空き店舗や店舗以外の建築物などが散在し、賑わいに欠ける景観がみられます。また、店舗や設備が老朽化しているところがあります。
- 武家屋敷通りの観光客を、商店街や角館駅前に周遊させるため、商店街や角館駅前の魅力を高めるとともに、歩きたくなる空間を形成する必要があります。



角館武家屋敷



田町の武家屋敷



商店街

【景観づくりの方向性のイメージ】

- 武家屋敷、商店街、桧木内川の桜並木など、各景観に配慮した、地区独自の景観形成基準の策定、景観協定などの締結
- 秋田県屋外広告物条例（景観保全型広告整備地区など）を活用した、周囲の景観と調和しない大規模な看板、派手な色彩の看板の規制・誘導
- 古城山など、街を望める眺望スポットの整備（視点場整備、眺望確保のための樹木の管理、下草刈りなど）
- 歴史まちづくり法などの諸制度を活用した、歴史的建造物の復原・修理
- 自転車や徒歩で、角館周辺を回遊するための回遊路、レンタサイクル、標識・案内板などの整備
- 景観に配慮した道路、駐車場等の整備
- 市民・行政が協働して取り組む景観整備機構などの設置による景観づくりの推進など

② 田沢湖駅前地区

【現況と課題】

- ・秋田新幹線の停車する田沢湖駅は、田沢湖や乳頭温泉郷、秋田駒ヶ岳方面などへの、市外からの観光客が訪れる玄関口となっています。駅舎はガラスと木を組み合わせたモダンな建築物となっており、駅利用者が休憩などに使うことができます。
- ・駅前広場などから、秋田駒ヶ岳や和賀山塊の山並みへの眺望を見渡すことができ、雄大な景色を楽しむことができます。
- ・駅前の商店街では、店舗の減少など、賑わいに欠ける景観がみられます。また、店舗や看板などが老朽化している様子が見られます。



田沢湖駅

【景観づくりの方向性のイメージ】

- ・田沢湖駅周辺の主要道路の緑化などによる、楽しい歩行者空間の整備
- ・田沢湖駅前における、商店街としての賑わいの維持・創出に配慮した、地区独自の景観形成基準の策定、景観協定などの締結
- ・秋田県屋外広告物条例（景観保全型広告整備地区など）を活用した、秋田駒ヶ岳などの山並みへの見晴らしに調和しない大規模な看板、派手な色彩の看板の規制・誘導
- ・市民・行政が協働して取り組む景観整備機構などの設置による景観づくりの推進など

③ 田沢湖地区

【現況と課題】

- ・水深日本一の田沢湖は、ルリ色の湖面と周囲の山並みなど、すばらしい眺望景観を形成しています。湖周辺には、たつこ像などの名所のほか、レストラン、キャンプ場などの観光施設が分布しています。
- ・県道田沢湖畔線、かたまえ山森林公園などの周辺の高台からは、田沢湖を望む雄大な景色を楽しむことができます。
- ・観光客数が減少傾向にある田沢湖の魅力の向上が求められています。
- ・田沢湖における水質酸性化の改善、崩落が進んでいる湖岸の保全、白浜再生などの取組みの推進が必要です。



田沢湖畔

【景観づくりの方向性のイメージ】

- ・水辺景観に調和した建築物・工作物等の景観形成基準などの策定
- ・湖畔を自転車や徒歩で楽しめる回遊路、標識・案内板などの整備
- ・湖を望める眺望スポットの整備（視点場整備、眺望確保のための樹木の管理、下草刈りなど）など

④ 田沢湖高原地区

【現況と課題】

- ・田沢湖スキー場やサボーカーチャーパーク、秋田駒ヶ岳などへの利用者が訪れる市内有数の観光地です。
- ・沿線には、乳頭温泉郷や田沢湖高原温泉郷、水沢温泉郷などがあり、豊かな自然の中で温泉の風情を楽しむことができます。
- ・サボーカーチャーパークやアルパこまくさなど、田沢湖を望む雄大な眺望を楽しめる公園や施設などが点在しています。



田沢湖高原温泉郷

【景観づくりの方向性のイメージ】

- ・温泉郷らしい景観の形成に向けた建築物・工作物等の景観形成基準などの策定
- ・湖を望める眺望スポットの整備（視点場整備、眺望確保のための樹木の管理、下草刈りなど）
- ・温泉事業者・行政が協働して取り組む景観協議会などの設置による景観づくりの推進など

⑤ フラワーロード（国道 105 号）

【現況と課題】

- ・仙北市を南北に貫く国道 105 号の沿道では、フラワーロードとして潤いのある景観が形成されています。花の名所になっています。沿道の町内会などが中心となり、一斉植栽などを行っています。
- ・フラワーロード活動は、高齢化などの問題などから継続することが難しくなっています。
- ・国道 105 号沿線には、田園を走る秋田内陸縦貫鉄道秋田内陸線の風景のほか、中里のカンテッコあげ、ささら舞など、四季を通じた伝統行事が営まれています。



フラワーロード

【景観づくりの方向性イメージ】

- ・フラワーロードの景観に配慮した道路空間、休憩スポットの整備
- ・市民・行政が協働して取り組む景観整備機構などの設置による景観づくりの推進など

⑥ 白岩地区

【現況と課題】

- ・白岩地区では、雲巖寺や白岩ささらなどの文化財などが残され、昔ながらの街道集落の町並みが住民によって守られています。
- ・みずほの里ロード沿いの白岩城址公園からは、ふもとに広がる仙北平野への眺望を楽しむことができます。



白岩地区の町並み

【景観づくりの方向性のイメージ】

- ・白岩地区の昔ながらの町並みの保全・形成に向けた、建築物・工作物等の景観形成基準などの策定、景観協定などの締結
- ・白岩城址公園など、眺望スポットの整備（視点場整備、眺望確保のための樹木の管理、下草刈りなど）
- ・市民・行政が協働して取り組む景観整備機構などの設置による景観づくりの推進など

4. 計画的な景観づくりの推進

(1) 景観審議会の運用

本市の景観づくりに関する以下の事項について、様々な視点から検討を行う第三者機関として、景観審議会を設置します。

- ・ 景観計画の内容・項目の変更・廃止、景観計画の市民提案
- ・ 景観形成重点地区の指定
- ・ 届出の勧告・変更命令
- ・ 国の機関又は地方公共団体との協議
- ・ 景観重要建造物・樹木の指定・変更・廃止
- ・ 景観地区における認定行為に関する事項
- ・ その他良好な景観づくりに関する重要事項

(2) 景観計画の見直し・充実

景観計画は、景観づくりの進捗状況に応じて適宜見直し、充実させる必要があります。そのため届出制度の運用状況の評価、地域における景観づくりの進捗状況を踏まえ、「PDCA サイクル」による評価を実施し、規制・誘導の仕組みや計画の推進体制などの充実を図ります。

また、住民発議による景観計画の提案を支援するための仕組みを整備するほか、市民・事業者の景観づくりの活動支援の枠組みを充実し、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなる良好な景観づくりへとつなげていくよう努めます。

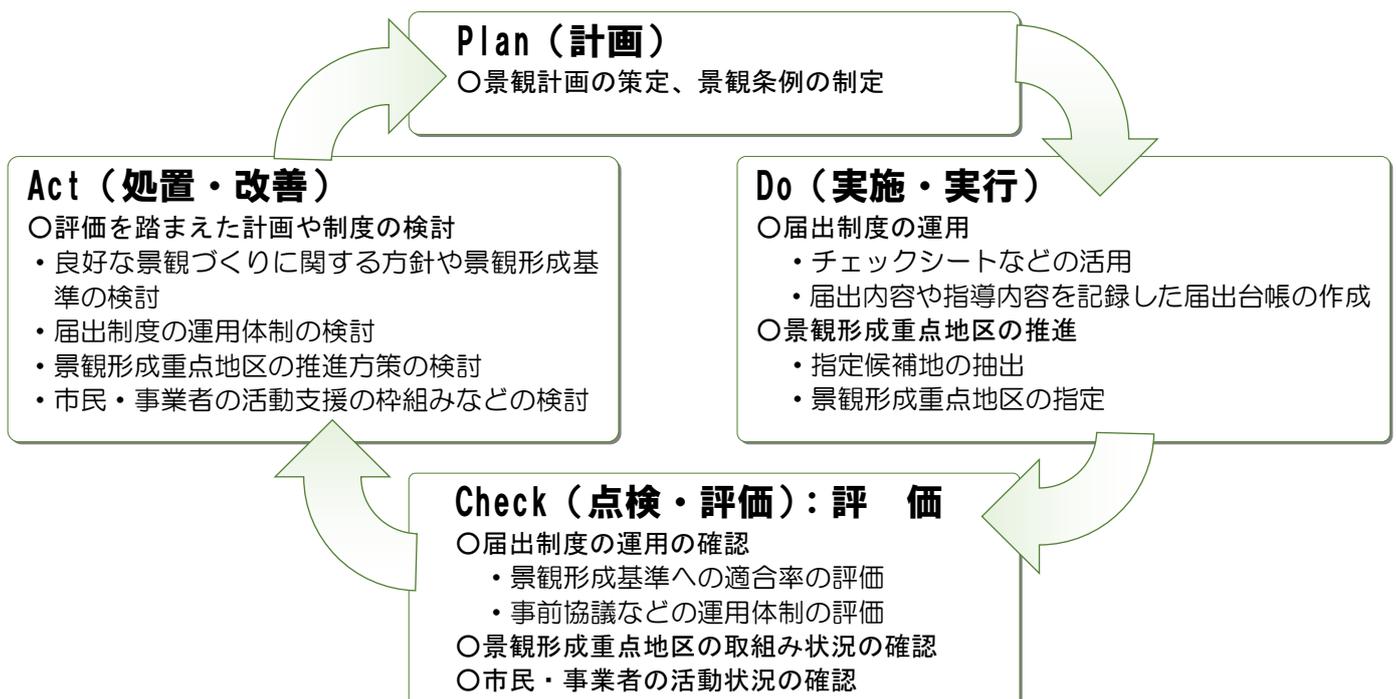


図 景観計画の見直し・充実イメージ

参考資料

1. 仙北市景観条例

(1) 条例の特徴

本市では、「景観形成基本計画（平成 10 年）」「仙北市歴史的景観条例（平成 8 年、旧角館町で制定）」「仙北市景観保存条例（平成 2 年、旧田沢湖町で制定）」を制定し、景観形成の取組みを進めてきましたが、「仙北市景観計画」とあわせて、平成 27 年 6 月（平成 28 年 1 月施行）、「仙北市景観条例」に改定・移行します。仙北市景観条例は景観法に基づき、以下の内容を位置づけています。

- ①目的・基本理念等
- ②市民・事業者・行政の責務
- ③仙北市景観計画の策定
- ④全市レベル、地区レベルの景観誘導（建築行為等の届出制度など）
- ⑤市民・事業者による景観形成活動（景観協定など）
- ⑥市民・事業者への支援・啓発
- ⑦仙北市景観審議会

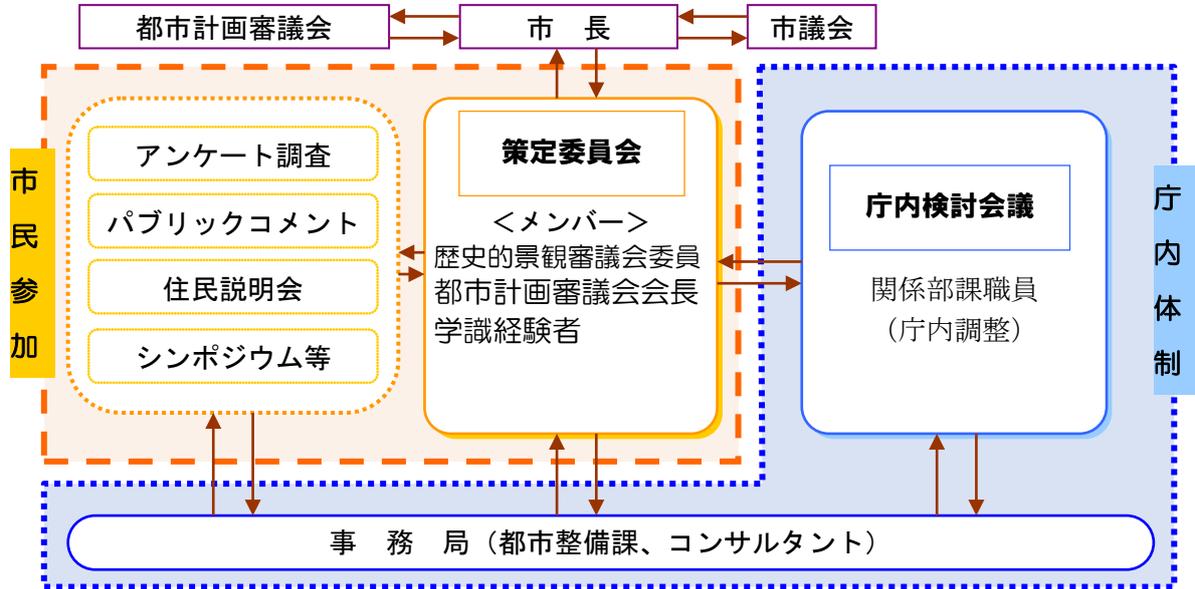
(2) 条例の概要（施策の体系）

目的・基本理念等（第 1 条～第 3 条）	
市民・事業者・行政の責務（第 4 条～第 6 条）	
仙北市景観計画の策定（第 8 条～第 9 条）	
全市レベルの 景観誘導	○届出制度を中心とした景観形成（第 10 条～第 18 条） ○公共施設の景観形成（第 7 条、第 19 条）
地区レベルの 景観誘導	○景観形成重点地区（第 20 条～第 21 条） ○景観地区（第 22 条～第 23 条）
景観資源の 保全と活用	○景観重要建造物（第 24 条～第 27 条） ○景観重要樹木（第 28 条～第 31 条）
市民・事業者 による 景観形成活動	○景観住民団体（第 32 条） ○景観づくり市民会議（第 33 条） ○景観計画の提案（第 34 条）
	○ふるさと景観づくり市民協定（第 35 条～第 36 条） ○景観協定（第 37 条～第 38 条）
市民・事業者 への支援・啓発	○表彰制度（第 39 条） ○景観形成活動への支援（第 40 条～第 45 条）
仙北市景観審議会（第 46 条～第 50 条）	

2. 検討体制

(1) 策定体制

景観計画を策定するため、以下の体制で検討を行いました。



(2) 策定委員会及び庁内検討会議の開催経過

① 策定委員会

平成 25 年度	第 1 回	平成 26 年 3 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ○景観計画策定委員会の趣旨・進め方について ○景観法と景観計画について ○仙北市の景観特性と課題について ○景観形成の基本的考え方について
平成 26 年度	第 2 回	平成 26 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ○市内現地調査 ○意見交換
	第 3 回	10 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ○景観計画(中間素案)について ○景観条例 (中間素案) について ○策定スケジュール・景観シンポジウムについて
	第 4 回	12 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ○景観計画素案 (良好な景観づくりの推進) について ○景観条例素案について ○景観シンポジウムの企画案について
	第 5 回	平成 27 年 1 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ○景観計画案・景観条例案について ○パブリックコメント (意見公募)、市民説明会の実施について
	第 6 回	3 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント (意見公募)、市民説明会の結果について ○景観計画案・景観条例案について

② 庁内検討会議

平成 25 年度	第 1 回	平成 25 年 12 月 19 日	○景観計画策定委員会の趣旨・進め方について ○景観法と景観計画について ○仙北市の景観特性と課題について ○景観形成の基本的考え方について
	第 2 回	平成 26 年 2 月 19 日	○第 1 回策定委員会について ○仙北市の景観づくりについて ○景観行政の課題について
平成 26 年度	第 3 回	9 月 29 日	○景観計画の策定スケジュールについて ○景観計画の中間素案（行為の届出制度）の方向性について ○第 3 回策定委員会について
	第 4 回	11 月 18 日	○景観計画素案（良好な景観づくりの推進）について ○景観条例素案について ○景観シンポジウムの企画案について ○第 4 回策定委員会について
	第 5 回	平成 27 年 3 月 10 日	○パブリックコメント（意見公募）、市民説明会の結果について ○景観計画案・景観条例案について

3. 仙北市景観市民アンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査方法

- ・調査地域・・・市内全域
- ・調査対象・・・18歳以上の仙北市民
- ・標本数・・・2000人
- ・抽出方法・・・層化無作為抽出（旧市町村別）
- ・調査方法・・・郵送方式
- ・調査期間・・・平成24年7月～8月

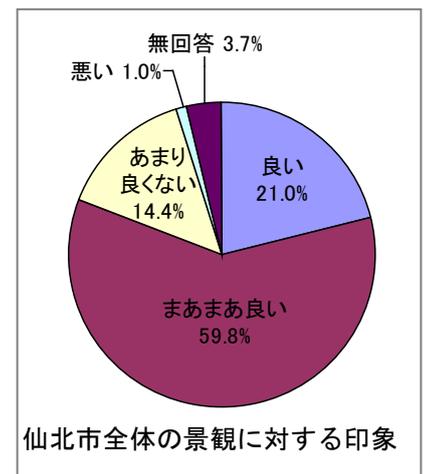
② 回収結果

- ・有効回収数・・・590人
- ・有効回収率・・・29.5%

(2) 仙北市の景観に対する評価について

① 仙北市全体の景観に対する印象

- ・「良い」（21.0%）「まあまあ良い」（59.8%）を合わせた割合は80.8%となっており、仙北市全体の景観について回答者の約8割が良い印象を持っていることがわかります。



② 身近な地域の景観に対する印象

- ・「良い」（20.2%）「まあまあ良い」（52.5%）を合わせた割合は72.7%となっており、身近な地域の景観について回答者の7割以上が良い印象を持っていることがわかります。

- ・地域別に「良い」「まあまあ良い」を合わせた割合をみると、**西木町西明寺地域**で84.3%と最も高く、**西木町桧木内地域**で56.8%と最も小さくなっています。

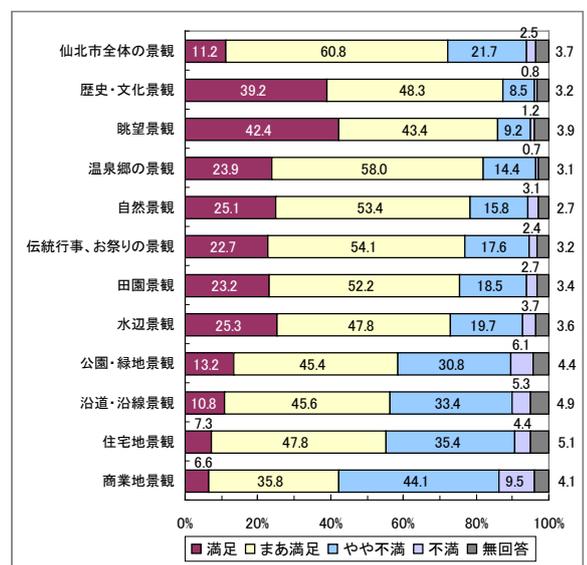
③ 景観類型別の満足度

- ・仙北市の景観類型別の満足度をみると、「**歴史・文化景観**」について、「満足」「まあ満足」を合わせた割合が87.5%となっており、ほかの項目に比べ満足度が最も高くなっています。

- ・次いで、「**眺望景観**」「**温泉郷の景観**」について、「満足」「まあ満足」を合わせた割合がそれぞれ85.8%、81.9%となっており、満足度が高くなっています。

- ・一方、「やや不満」「不満」を合わせた割合は、「**商業地景観**」について53.6%となっており、ほかの項目に比べ不満度が最も高くなっています。

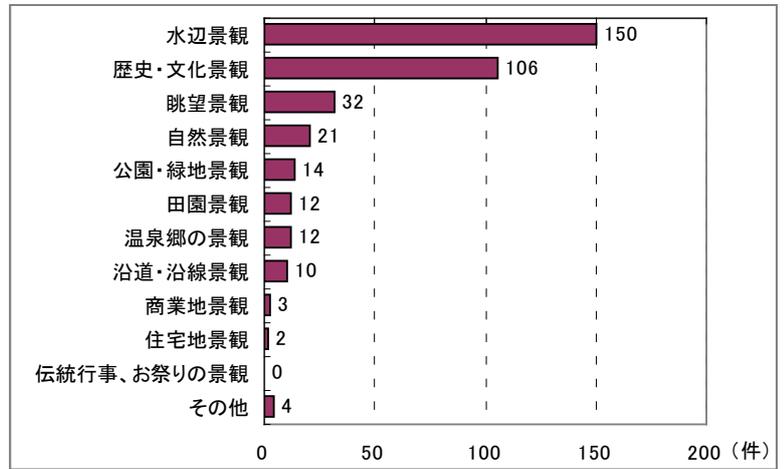
- ・商業地、住宅地、沿道・沿線といった都市系の景観に比べ、仙北市の名所が多い**歴史・文化景観、及び眺望景観、温泉郷の景観**に対して比較的満足度が高いことがわかります。



(3) 仙北市の景観資源について

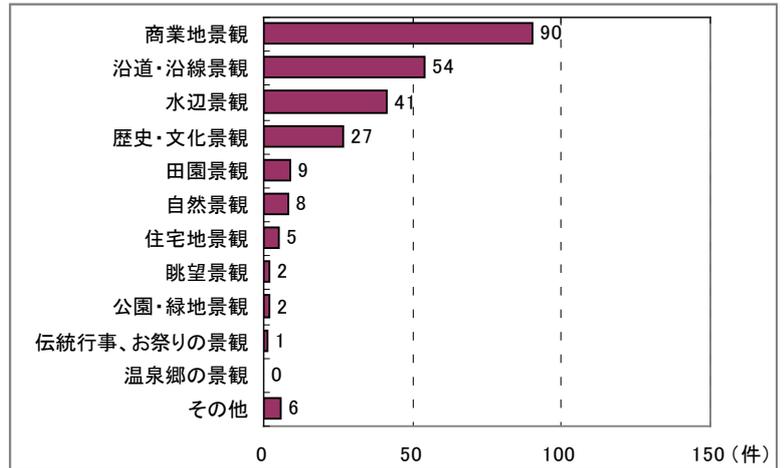
① 魅力的、又は大切にしたい景観資源

- ・「水辺景観」の資源が150件と最も多く、次いで「歴史・文化景観」が106件とやや多くなっています。
- ・具体的な景観資源としては、「歴史・文化景観」の「角館武家屋敷」が101件と最も多くなっています。次いで「水辺景観」の「田沢湖」「桧木内川」「抱き返り溪谷」がそれぞれ72件、38件、27件となっています。



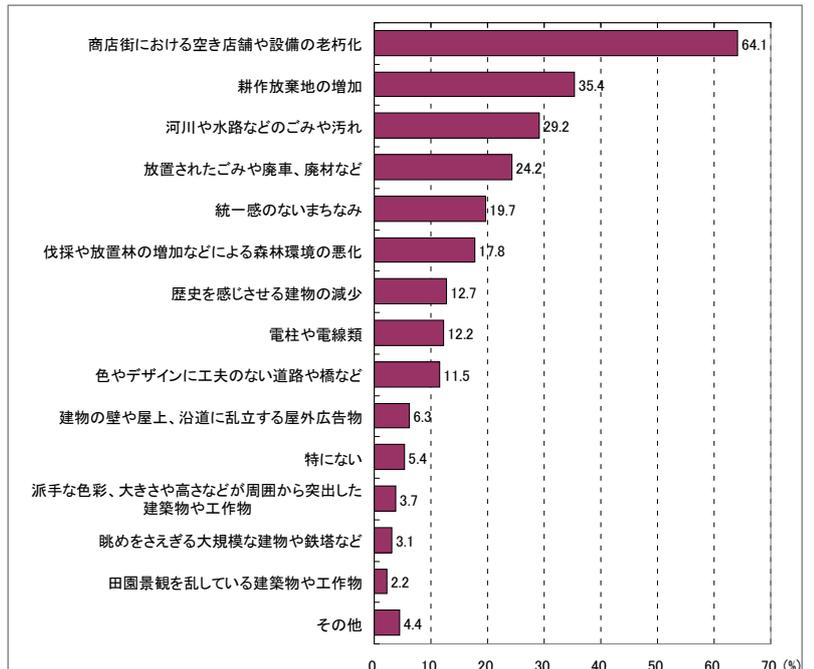
② 好ましくない、あるいは魅力が活かされていない景観資源

- ・「商業地景観」の資源が90件と最も多く、次いで「沿道・沿線景観」「水辺景観」がそれぞれ54件、41件となっています。
- ・具体的な景観資源としては、「商業地景観」の「角館中心部」が38件と最も多くなっています。次いで「歴史・文化景観」の「角館武家屋敷周辺」が21件、「水辺景観」の「桧木内川」が18件、「商業地景観」の「田沢湖・田沢湖高原周辺」が14件となっています。



(4) 景観阻害要因について

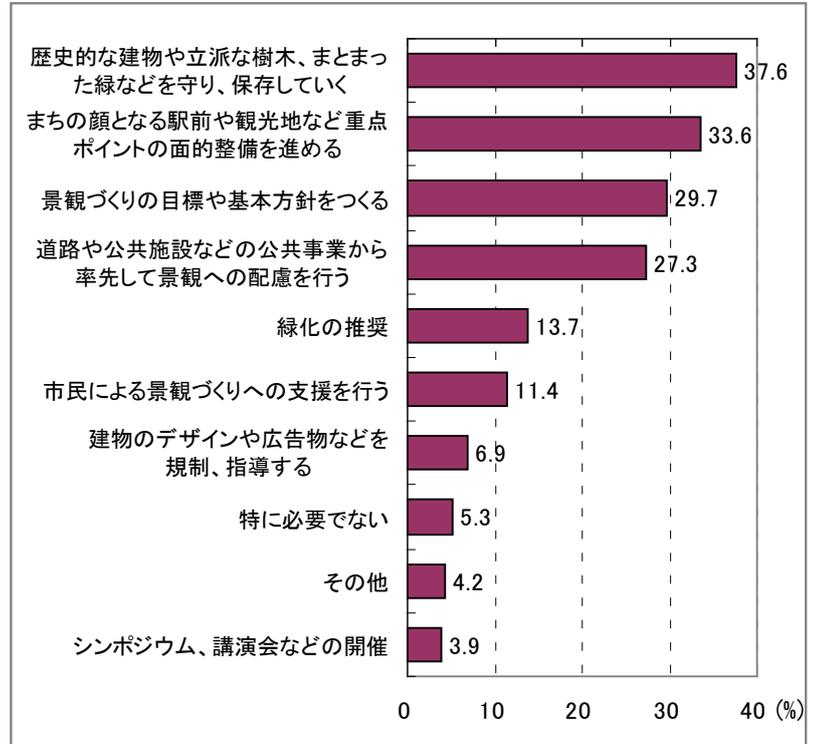
- ・「商店街における空き店舗や設備の老朽化」の割合が64.1%と最も高くなっています。
- ・次いで、「耕作放棄地の増加」「河川や水路などのごみや汚れ」「放置されたごみや廃車、廃材など」の割合がそれぞれ35.4%、29.2%、24.2%とやや高くなっています。
- ・周囲と調和しない建築物・工作物や屋外広告物などに関する要因に比べ、商店街の衰退や耕作放棄地の増加といった地域の社会問題に関する要因や、河川の汚れや放置された廃棄物などの自然・田園系景観に対する要因が景観を阻害していると考えていることがわかります。



(5) 今後の仙北市の景観への取組みについて

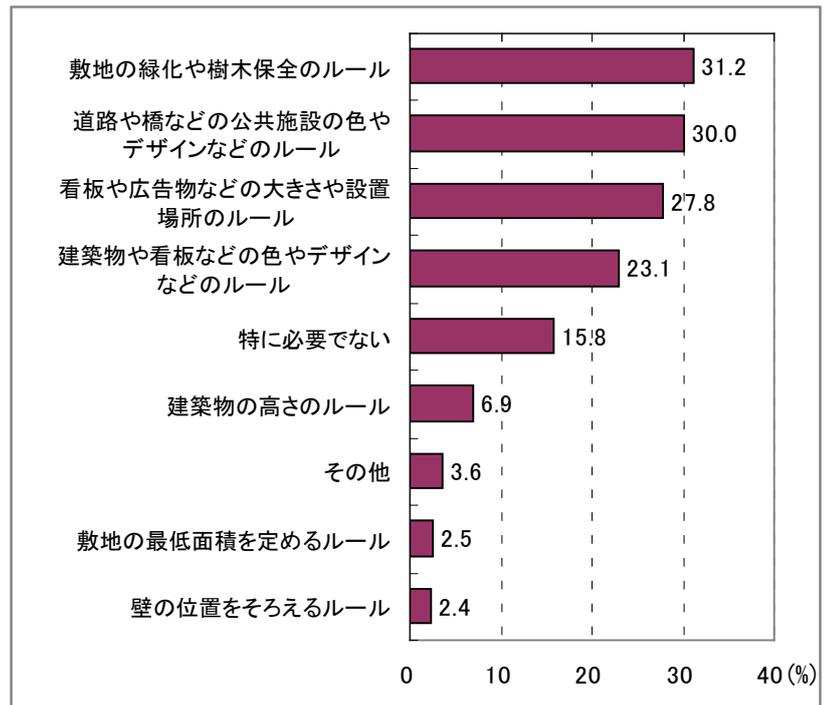
① 仙北市が景観に関して取り組むべきこと

- ・「歴史的な建物や立派な樹木、まとまった緑などを守り、保存していく」の割合が最も高く、37.6%となっています。
- ・次いで、「まちの顔となる駅前や観光地など重点ポイントの面的整備を進める」「景観づくりの目標や基本方針をつくる」の割合がそれぞれ 33.6%、29.7%となっています。
- ・一方、「シンポジウム、講演会の開催」は 3.9%と最も低く、回答者にとって優先度が低くなっています。
- ・景観のシンボルとなる歴史的な建物や樹木などの保全、重点的な地区の整備など、目に見えて具体的な景観づくりについて取り組むべきであると考えていることがわかります。



② 良好な景観づくりのために必要なルール

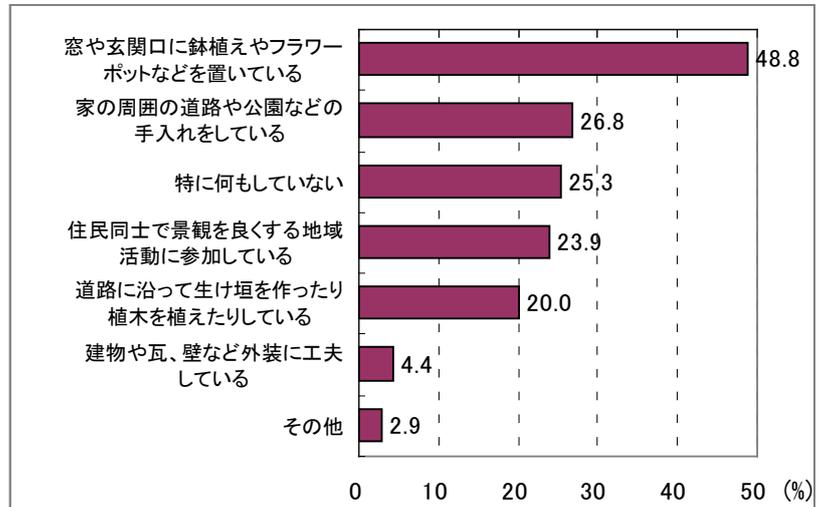
- ・「敷地の緑化や樹木保全のルール」の割合が最も高く 31.2%となっています。
- ・次いで、「道路や橋などの公共施設の色やデザインなどのルール」「看板や広告物などの大きさや設置場所のルール」の割合がそれぞれ 30.0%、27.8%となっています。
- ・一方、「敷地の最低面積を定めるルール」は 2.5%、「壁の位置をそろえるルール」は 2.4%と低く、回答者にとって優先度が低くなっています。
- ・緑化や公共施設の外観、屋外広告物に関するルールについて優先的に取り組むべきであると考えていることがわかります。



(6) 市民による景観づくりについて

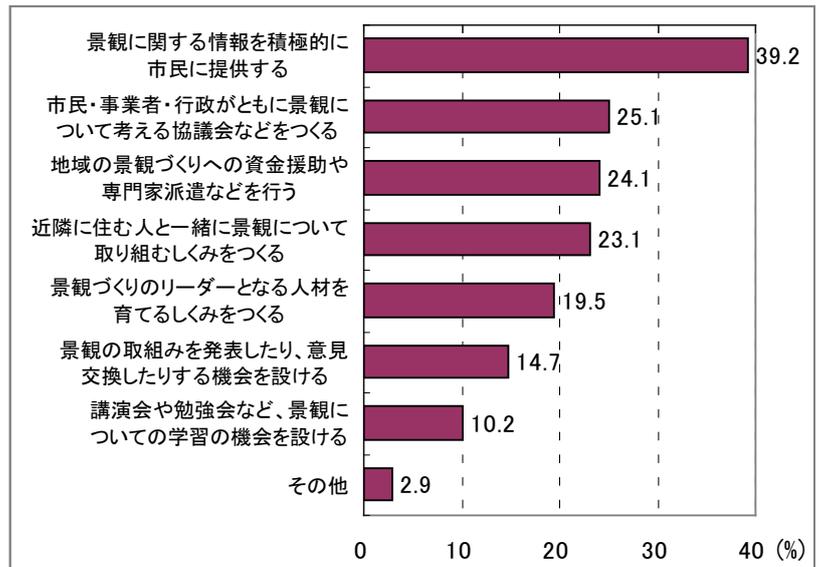
① 日常生活における景観づくりの取組み

- ・「窓や玄関口に鉢植えやフラワーポットなどを置いている」の割合が最も高く、48.8%となっています。
- ・次いで、「家の周囲の道路や公園などの手入れをしている」「特に何もしていない」の割合がそれぞれ26.8%、25.3%となっています。
- ・家や家の周りなど、身近なところにおける景観づくりについて、積極的に取り組んでいることがわかります。



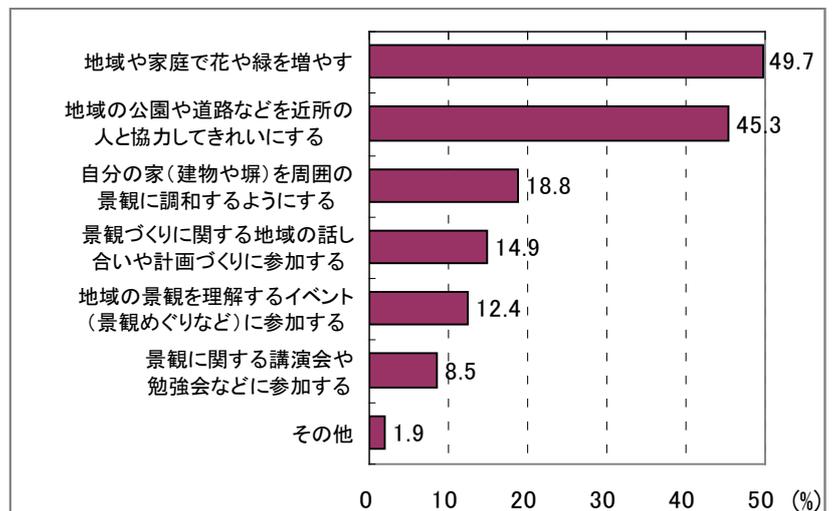
② 市民による景観づくりに必要な支援策

- ・「景観に関する情報を積極的に市民に提供する」の割合が最も高く、39.2%となっています。
- ・次いで、「市民・事業者・行政がともに景観について考える協議会などをつくる」「地域の景観づくりへの資金援助や専門家派遣などを行う」の割合がそれぞれ25.1%、24.1%となっています。
- ・市民への積極的な情報提供が必要であると考えていることがわかります。



③ 今後参加可能な取組み

- ・「地域や家庭で花や緑を増やす」の割合が最も高く、49.7%となっています。
- ・次いで、「地域の公園や道路などを近所の人と協力してきれいにする」の割合が45.3%と高くなっています。
- ・緑化や清掃活動などの地域の景観づくりの活動について、取り組んだり、参加したりすることができると考えていることがわかります。



4. 景観資源リスト

【天然記念物・名勝】

番号	名称	指定区分・種別	所在地	備考
1	玉川温泉の北投石	国指定特別天然記念物	仙北市田沢湖玉川字金倉沢より田沢山塊まで14ヶ沢国有林	
2	秋田駒ヶ岳高山植物帯	国指定天然記念物	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2/2外7筆国有林	271.05ha
3	桧木内川堤（サクラ）	国指定名勝	仙北市角館町北野・大風呂ほか	
4	角館のシダレザクラ	国指定天然記念物	仙北市角館町東勝楽丁ほか	162本
5	ユキツバキ自生北限地帯	県指定天然記念物	仙北市田沢湖岡崎外3字院内山外国有林	
6	玉川のヒメカイウ群生地	県指定天然記念物	仙北市田沢湖玉川字湯扶沢国有林	
7	真山寺の乳イチョウ	県指定天然記念物	仙北市西木町小山田字石川原281	
8	金峰神社のスギ並木	県指定天然記念物	仙北市田沢湖岡崎外3字院内山外4国有林ほか	
9	石灰華生成地	市指定記念物（天然記念物）	仙北市田沢湖生保内字黒沢野31の内	
10	白山桜	市指定記念物（天然記念物）	仙北市田沢湖生保内字阿気135	
11	枝垂れ桜	市指定記念物（天然記念物）	仙北市西木町桧木内字松葉	
12	イチイ	市指定記念物（天然記念物）	仙北市西木町小山田字八津	
13	五葉松	市指定記念物（天然記念物）	仙北市西木町上桧木内字寺村	
14	杉	市指定記念物（天然記念物）	仙北市西木町桧木内字相内湯	
15	栗	市指定記念物（天然記念物）	仙北市西木町小山田字大浦川内	
16	柏	市指定記念物（天然記念物）	仙北市西木町桧木内字吉田	
17	桂	市指定記念物（天然記念物）	仙北市西木町桧木内字中里	
18	枝垂れ桜	市指定記念物（天然記念物）	仙北市西木町桧木内字松葉	
19	公孫樹	市指定記念物（天然記念物）	仙北市西木町西明寺字宮田	
20	神代杉	市指定記念物（天然記念物）	仙北市田沢湖神代字戸伏松原146	
21	樅の木	市指定記念物（天然記念物）	仙北市田沢湖岡崎字田中62	
22	姥杉	市指定記念物（天然記念物）	仙北市角館町古城山	1本
23	姥桜	市指定記念物（天然記念物）	仙北市角館町古城山	1本
24	岩橋家のカシワ	市指定記念物（天然記念物）	仙北市角館町東勝楽丁3-1	1本

【温泉】

番号	名称	所在地
1	玉川温泉	仙北市田沢湖玉川字洪黒沢
2	鶴の湯温泉	仙北市田沢湖田沢字先達沢国有林50
3	休暇村乳頭温泉郷	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳
4	妙乃湯	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2-1
5	蟹場温泉	仙北市田沢湖田沢字先達沢 国有林地内
6	大釜温泉	仙北市田沢湖田沢字先達沢
7	孫六温泉	仙北市田沢湖田沢字先達沢
8	黒湯温泉	仙北市田沢湖生保内字黒湯沢2-1
9	田沢湖高原温泉郷	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳
10	水沢温泉郷	仙北市田沢湖生保内字下高野
11	夏瀬温泉	仙北市田沢湖卒田字夏瀬84

【歴史・文化資源】

番号	名称	指定区分・種別	所在地	備考
1	草薨家住宅	国指定重要文化財（建造物）	仙北市田沢湖生保内字下堂田18	2棟
2	仙北市角館重要伝統的建造物群保存地区	国選定重要伝統的建造物群保存地区	仙北市角館町、表町下丁の全域並びに表町上丁、東勝楽丁及び裏町の一部	約6.9ha
3	旧角館製糸工場	国指定登録有形文化財（建造物）	仙北市角館町田町下丁14-3	1棟
4	大國主神社本殿・表門	県指定有形文化財（建造物）	仙北市西木町西明寺字堂村92	2棟
5	雲巖寺山門	県指定有形文化財（建造物）	仙北市角館町白岩前郷33	1棟
6	旧松本家住宅主屋	県指定有形文化財（建造物）	仙北市角館町小人町4	1棟
7	白岩焼窯跡	県指定史跡	仙北市角館町白岩字寺後65-3ほか	
8	旧青柳家武家屋敷	県指定史跡	仙北市角館町表町下丁3、4	
9	岩橋家武家屋敷	県指定史跡	仙北市角館町東勝楽丁3	
10	戸沢氏城館跡（門屋城跡・古堀田城跡）	県指定史跡	仙北市西木町上荒井字橋元山平・字上橋元・字小倉見	
11	金峰神社拝殿、仁王像、力持像	市指定有形文化財（建造物）	仙北市田沢湖梅沢字東田235	1棟

12	安藤家煉瓦造蔵座敷	市指定有形文化財（建造物）	仙北市角館町下新町 27	1棟
13	七面堂	市指定有形文化財（建造物）	仙北市角館町上野地内	1棟
14	旧芦名家兵具庫	市指定有形文化財（建造物）	仙北市角館町表町上丁 19-1	1棟
15	戸沢家住宅	市指定有形文化財（建造物）	仙北市角館町川原中川原 25	1棟
16	武家屋敷 石黒家	市指定記念物（史跡）	仙北市角館町表町下丁 1	
17	袖野ストーンサークル	市指定記念物（史跡）	仙北市西木町小淵野字袖野	
18	八津経塚	市指定記念物（史跡）	仙北市西木町小山田字八津	
19	生保内関所跡	市指定記念物（史跡）	仙北市田沢湖生保内字宮ノ前 9-2	
20	礫石経塚	市指定記念物（史跡）	仙北市田沢湖梅沢字刺市 5	
21	戊辰の役生保内口戦跡地	市指定記念物（史跡）	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 1	
22	親郷肝煎屋敷	市指定記念物（史跡）	仙北市田沢湖梅沢字森腰 187-1	
23	武蔵野竪穴住居跡群	市指定記念物（史跡）	仙北市田沢湖生保内字武蔵野地内	
24	旧藩時代国境の石標	市指定記念物（史跡）	仙北市仙岩峠横長峰の的形地内	
25	助小屋跡	市指定記念物（史跡）	仙北市田沢湖生保内字生保内沢国有林	
26	土のぼっと一里塚	市指定記念物（史跡）	仙北市田沢湖生保内字生保内沢国有林	
27	武家屋敷 河原田家	市指定記念物（史跡）	仙北市角館町東勝楽丁 9	
28	武家屋敷 小田野家	市指定記念物（史跡）	仙北市角館町東勝楽丁 10	
29	陶家門、脇塀、生垣	市指定記念物（史跡）	仙北市角館町表町下丁 9	
30	天寧寺山門	市指定記念物（史跡）	仙北市角館町上新町 10	
31	常光院本堂	市指定記念物（史跡）	仙北市角館町西勝楽町 25	
32	芦名氏墓地	市指定記念物（史跡）	仙北市角館町上新町 9-3	
33	古城山城跡（角館城址）	市指定記念物（史跡）	仙北市角館町古城山	
34	古城山城跡	市指定記念物（史跡）	仙北市田沢湖小松字小松	
35	白岩城跡	市指定記念物（史跡）	仙北市角館町白岩	

【無形文化財】

番号	名称	指定区分・種別	所在地	備考
1	角館祭りのやま行事	国指定重要無形民俗文化財	仙北市角館町	
2	秋田のイタヤ箕製作技術	国指定重要無形民俗文化財	仙北市角館町雲然	
3	戸沢ささら	県指定無形民俗文化財	仙北市西木町上松木内字戸沢	
4	中里のカンデッコあげ行事	県指定無形民俗文化財	仙北市西木町松木内字中島 101-1	
5	白岩ささら	県指定無形民俗文化財	仙北市角館町白岩前郷	
6	下川原ささら	県指定無形民俗文化財	仙北市角館町下川原	
7	太平と角館のイタヤ細工製作技術	県指定無形民俗文化財（民俗技術）	仙北市角館町雲然	
8	吉田神楽	市指定無形民俗文化財	仙北市西木町松木内字吉田	
9	石神番楽	市指定無形民俗文化財	仙北市田沢湖生保内字中村 95	
10	生保内田植え踊り	市指定無形民俗文化財	仙北市田沢湖生保内字武蔵野 120-3	
11	西根ささら	市指定無形民俗文化財	仙北市西木町松木内	
12	上松木内の紙風船上げ	市指定無形民俗文化財	仙北市西木町上松木内字大地田 3-1	
13	梅沢ささら	市指定無形民俗文化財	仙北市田沢湖梅沢字森腰 159	
14	金毘羅裸まいり	市指定無形民俗文化財	仙北市西木町松木内字松葉	
15	小山田ささら	市指定無形民俗文化財	仙北市西木町小山田字堀之内	
16	湯野番楽	市指定無形民俗文化財	仙北市西木町西明寺字松木台	
17	生保内岡本新内	市指定無形民俗文化財	仙北市田沢湖生保内字黒沢 171	
18	広久内ささら	市指定無形民俗文化財	仙北市角館町広久内	
19	堂ノ口ささら	市指定無形民俗文化財	仙北市角館町白岩堂ノ口	
20	角館の火振りかまくら	市指定無形民俗文化財	仙北市角館町内	

【イベント】

番号	イベント名	所在地	備考
1	角館の桜まつり	仙北市角館町	
2	刺巻水ばしょう祭り	仙北市田沢湖 刺巻湿原	
3	八津・鎌足かたくり群生の郷開園	仙北市西木町八津・鎌足地区	
4	たざわ湖・龍神まつり	仙北市田沢湖 たざわ湖白浜・おまつり広場	
5	戸沢氏祭	仙北市西木町 松木内川河川公園	
6	田沢湖マラソン	仙北市 田沢湖畔	
7	角館のお祭り	仙北市角館町	
8	上松木内の紙風船上げ	仙北市西木町紙風船広場	
9	火振りかまくら	仙北市角館町	



仙北市

歴史と文化、自然、ひとが織り成す
美しいふるさと、仙北

仙北市景観計画

平成27年6月

仙北市 建設部 都市整備課

TEL 0187-43-2295

FAX 0187-47-2166

E-mail toshi@city.semboku.akita.jp

住所 〒014-0592

秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田 47
